

(公印・契印省略)

総基料第 124 号
令和 3 年 5 月 28 日

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 小林 充佳 殿

総務省総合通信基盤局長
竹内 芳明

令和 3 年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について (要請)

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(令和 3 年度の接続料の改定等)について」(令和 3 年 3 月 26 日付け諮問第 3137 号)に関し、別紙のとおり情報通信行政・郵政行政審議会より答申(令和 3 年 5 月 28 日付け情郵審第 24 号)がなされたことを踏まえ、今後、下記の事項について、貴社において適切な措置を講じられたい。なお、加入光ファイバ、局内光ファイバ及びコロケーションにおける工事遅延の実態等に関しては、更に詳細を検討の上で、追って要請する。

記

- 1 関門系ルータ交換機能(IPoE 方式で接続する場合)の接続料について、接続約款において、利用状況に応じて按分した料金を記載した上で、可及的速やかに補正申請を行うこと。
- 2 関門系ルータ交換機能(IPoE 方式で接続する場合)の接続料の算定方法の見直し及び接続約款への記載について、来年度の接続約款申請に向け、貴社において、新たに IPoE 接続を要望する事業者等も含めた接続事業者との協議を踏まえて検討し、本年 10 月末までに総務省にその検討結果を報告すること。
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響によりトラヒックが増加している中で、引き続き円滑なインターネット接続の観点から網終端装置の地域事業者向けメニューを含めた増設基準が妥当であるか、また、当該増設基準の設定方法も含めた妥当性について接続事業者が理解を深めるための貴社による情報開示や説明の状況について、本年 10 月末までに総務省に報告すること。

- 4 加入光ファイバの接続料について、現在の算定期間である、令和2年度から令和4年度までの費用や投資の効率化の実施内容、効果等について、各年度の会計実績が取りまとまる年度（以下「各報告年度」という。）において、遅くとも各報告年度の次年度の接続約款の変更認可申請を行うまでに、総務省に報告すること。

（留意事項）

報告内容について、総務省は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の趣旨を踏まえ、貴社等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのないようにすることを前提に、審議会等に報告することがあり得る。

以上

情 郵 審 第 2 4 号
令 和 3 年 5 月 2 8 日

総 務 大 臣
武 田 良 太 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 川 濱 勇

答 申 書

令和3年3月26日付け諮問第3137号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本・西日本」という。）の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和3年度の接続料の改定等）については、次の点が確保された場合には、諮問のとおり認可することが適当と認められる。（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）

関門系ルータ交換機能（IPoE方式で接続する場合）の接続料について、接続約款において、利用状況に応じて按分した料金を直ちに記載すること。（考え方1）

- 2 なお、提出された意見及びそれらに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。

- (1) NTT東日本・西日本に対し、関門系ルータ交換機能（IPoE方式で接続する場合）の接続料の算定方法の見直し及び接続約款への記載について、来年度の接続約款申請に向け、NTT東日本・西日本において、新たにIPoE接続を要望する事業者等も含めた接続事業者との協議を

踏まえて検討し、総務省にその検討結果を報告することを要請すること。（考え方1）

- (2) NTT東日本・西日本に対し、新型コロナウイルス感染症の影響によりトラヒックが増加している中で、引き続き円滑なインターネット接続の観点から網終端装置の地域事業者向けメニューを含めた増設基準が妥当であるか、また、当該増設基準の設定方法も含めた妥当性について接続事業者が理解を深めるためのNTT東日本・西日本による情報開示や説明の状況について、総務省に報告することを要請すること。（考え方4、5、6）
- (3) NTT東日本・西日本に対し、少なくとも現在の加入光ファイバ接続料の算定期間である、令和2年度から令和4年度までの費用や投資の効率化の実施内容、効果について、それぞれの年度の会計実績が取りまとまる年度において総務省に報告することを要請すること。（考え方12）
- (4) NTT東日本・西日本に対し、加入光ファイバ、局内光ファイバ及びコロケーションそれぞれについて、工事遅延の実態及び理由並びに需要の予測の方法及び予測した需要を踏まえた対応等について、総務省に報告することを要請すること。（考え方23）

以上

別添

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案」に対する意見及びその考え方
－令和3年度の接続料の改定等－

意見募集期間: 令和3年3月27日(土)～同年4月26日(月)(案件番号: 145209727)
再意見募集期間: 令和3年4月29日(木)～同年5月14日(金)(案件番号: 145209738)

意見及び再意見提出者一覧

意見提出者 7件(法人等: 5件、個人: 2件)

再意見提出者 13件(法人等: 10件、個人: 3件)

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者	再意見提出者
1	個人A	個人A
2	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会	個人C
3	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
4	KDDI株式会社	一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会
5	ソフトバンク株式会社	株式会社 オプテージ
6	EditNet株式会社	KDDI株式会社
7	個人B	一般社団法人IPoE協議会
8		EditNet株式会社

9		ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
10		ソフトバンク株式会社
11		東日本電信電話株式会社
12		西日本電信電話株式会社
13		個人B

1 令和3年度の次世代ネットワーク(NGN)に係る接続料改定等

(■：NTT東日本・西日本からの意見 ●：NTT東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲：個人からの意見)

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 東京都内に設置するIPoEのゲートウェイルータについては更改を機に当面の網改造料に準ずる扱いを終了し、他県に現在設置されているゲートウェイルータも本則通り計算すべき。 ● また、IPoEのゲートウェイルータの接続料は、新規事業者による接続の推進や接続事業者の予見性・経営の安定性確保の観点から、接続事業者が利用(負担)する単位での接続料が接続約款に明示されるべき。 	<p>再意見 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 申請にあたっては、全てのIPoE接続事業者からこれまで通りの算定を強く要望するとの意見があったことを踏まえて、附則第6項に基づく許可申請を行った。新たに接続を希望する事業者がいる場合には、それらの意見も踏まえつつ、接続料の設定単位も含め、算定方法見直しの必要性について検討していく。 ■ また、当該網使用料を利用状況に応じて按分した料金は、事業者向けのホームページへの開示等だけでなく、当社ホームページでも確認できるようにすることを検討。 ● 賛同意見(2者) ● IPoE方式における新規事業者の参入について、参入を希望する事業者の意見を排除している事実はない。 	<p>考え方 1</p>	
<p>○ IPoEのゲートウェイルータについては、網使用料化後も「当分の間」の措置として網改造料に準ずる扱いが認められていますが(接続料規則平成30年2月26日附則6項)、あくまで過渡的な措置であることに留意すべきです。東京都内に設置するIPoEのゲートウェイルータについては更改を機に当面の</p>	<p>○ 閉門系ルータ交換機能(IPoE方式で接続する場合は省令改正(平成30年総務省令第6号)を踏まえて、網改造料から網使用料に変更したのですが、当該機能の利用が始まったときからの前提である、利用を停止したことに伴う費用を当該事業者様に個別負担いただくという方法を変更すると、</p>	<p>○ 本件接続料は、その性質に照らせば、各方面の関係事業者の意見も聴きつつ、利用見合いで負担されるように移行していく必要があるものです。</p>	<p>有</p>

<p>措置の適用を終了し、また他県に現在設置されているゲートウェイルータも速やかに本則通り計算すべきです。</p> <p>なお、既存のIPoE事業者のすべてが同意していることをもって、法令の本則から外れた取扱いを続けることは、既存事業者の意見のみを反映し新規参入を希望する事業者の意見が排除されることを結果的に是認し、またそもそもの制度の趣旨を骨抜きにするものであることから、公正競争や制度面において大きな問題です。</p> <p>また、現在の接続約款におけるIPoEのゲートウェイルータの接続料は設備全体の網使用料しか記載されていません。新規事業者による接続の推進や接続事業者の予見性・経営の安定性確保の観点から、接続事業者が利用(負担)する単位での接続料が明示されるべきです。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>接続事業者様への影響が大きいことから、従前どおりの負担方法とする必要があるため、毎年度附則第6項の規定に基づく附則許可を受けてきたところです。</p> <p>本年度料金の申請にあたっては、情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成30年5月25日情郵審第17号)に示されている「本件接続料は、その性質に照らせば、各方面の関係事業者の意見も聴きつつ、利用見合いで負担されるように移行していく必要があるものである。」との考えに基づき、IPoE接続事業者様へご意向を伺ったところ、仮に利用中止費を負担しない場合、一部の事業者が接続を中止する場合の当該設備コストは、他の継続利用事業者の負担となり、事業者間における費用負担の公平性が担保できないといった理由等から、全てのIPoE接続事業者様より、これまで通りの算定を強く要望するとの意見があったことを踏まえて、附則第6項に基づく許可申請を行ったところです。</p> <p>なお、新たに接続を希望される事業者様がいる場合には、当該事業者様及びIPoE事業者様、双方の意見も踏まえつつ、接続事業者様にとっての</p>	<p>○ この点、NTT東日本・西日本においては、「IPoE接続事業者様へご意向を伺ったところ、仮に利用中止費を負担しない場合、一部の事業者が接続を中止する場合の当該設備コストは、他の継続利用事業者の負担となり、事業者間における費用負担の公平性が担保できないといった理由等から、全てのIPoE接続事業者様より、これまで通りの算定を強く要望するとの意見があったことを踏まえて、附則第6項に基づく許可申請を行った」との説明があったところです。</p> <p>○ 加えて、NTT東日本・西日本からは、「新たに接続を希望される事業者様がいる場合には、当該事業者様及びIPoE事業者様、双方の意見</p>
---	--	---

	<p>分かり易さや予見性、負担の公平性確保の観点から、接続料の設定単位も含め、算定方法見直しの必要性について検討していく考えです。</p> <p>また、当該網使用料を利用状況に応じて按分した料金は、IPoE事業者様の予見性確保の観点から、守秘義務契約を締結した事業者様向けのホームページに開示しております。また、守秘義務契約を締結していない新たに接続を希望する事業者様に対しても、個別協議等においてご要望に応じ情報提供してきたところですが、今般いただいたご意見を踏まえ、当社ホームページでも確認できるようにすることを検討する考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ JAIPA殿意見に賛同します。既存の接続事業者のすべてが同意していることをもって法令の運用を変えることが容認されるのであれば、すべての接続制度で既存の接続事業者が新規参入事業者に対して競争上有利な状況となりかねません。また、IPoEゲートウェイルータの接続料が設備全体の網使用料のみ記載されていることは、接続を行おうとする事業者にとって有用な情報でなく、制度面に</p>	<p>も踏まえつつ、接続事業者様にとっての分かり易さや予見性、負担の公平性確保の観点から、接続料の設定単位も含め、算定方法見直しの必要性について検討していく」との考えも示されており、今後、新たにIPoE接続を要望する事業者等も含め本件接続料の算定方法について、具体的な協議を実施することが適当であると考えます。</p> <p>○ また、本件接続料の接続約款の記載について、「接続事業者が利用(負担)する単位での接続料が明示されるべき」との意見がなされており、この点、NTT東日本・西日本からは、自社ホームページにて公開することを検討する旨の意見が示されたところです。</p>	
--	--	---	--

	<p>においても適正性・公平性・透明性が担保されていないため早急な改善が必要です。網使用料は接続事業者の接続(利用)の単位に応じて設定・明示されるべきです。</p> <p>(一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会)</p> <p>○ IPoE 方式においては、事業者側の要望に基づく増強・増速および網構成の変更を行う場合には事業者側の受益者負担とすることが原則です。これにより、事業者側の要望に基づく自由な増強・増速と、他事業者の行った改造による費用負担の大幅な変動や他事業者の撤退による費用負担増が発生せず、個々の事業者の予見性・経営の安定性の確保が可能となっています。</p> <p>また新規事業者の参入にあたっては、受益者負担の原則に基づいており、利用にあたっての条件は過去からの整合性を持ったものとなっているため、IPoE 方式への新規参入は現状でもオープンであり、参入を希望する事業者の意見を排除している事実はありません。また、IPoE 方式の直接接続事業者数が少ないとの主張がありますが、当協議会の公開情報に基づく調査においては、NTT-</p>	<p>○ 関門系ルータの機能は、基本的に利用される基本的な接続機能であり、原則として網使用料として接続料を設定するべきものであることを踏まえると、接続約款において、利用状況に応じて按分した料金を直ちに記載することが適当と考えます。(補正)</p> <p>○ 以上を踏まえ、関門系ルータ交換機能(IPoE方式で接続する場合)の接続料の算定方法の見直し及び接続約款への記載について、来年度の接続約款申請に向け、NTT東日本・西日本において、新たにIPoE接続を要望する事業者等も含めた接続事業者との協議を踏まえて検討し、総務省にその検討結果を報告するよう、総務省からNTT東日本・西日本に要請</p>	
--	---	--	--

	<p>NGN における IPv6 インターネット接続において PPPoE IPv6 方式を含め直接接続を行っている事業者自体が少ないのが実情です。</p> <p>IPoE 方式に関しては、その実態に関して十分な理解が得られていないという認識であり、技術面・制度面に関して理解を促進するための機会がさらに得られることを希望します。</p> <p>(IPoE協議会)</p> <p>○ (「当分の間」の措置が続くことについて)</p> <p>JAIPA 意見に賛同します。</p> <p>指定電気通信設備の制度は、ボトルネック設備を多くの事業者が公平に利用することで公正競争を促進することを旨としています。既存の接続事業者だけの同意を理由に法令の原則と異なる取扱いを固定化させることは、接続制度の形骸化につながってしまうと考えます。</p> <p>「当分の間」の経過措置は、本来それを解消することが前提ですが、設備更改は頻繁にあるものではなく、今回の約款変更を逃せば是正のチャンスはなかなかないため、この機会に経過措置を解消すべきです。</p>	<p>することが適当と考えます。</p> <p>(要請)</p> <p>○ また、当該NTT東日本・西日本からの報告を踏まえ、必要な場合には総務省において、制度的な対応を含めて検討を行うことが適当と考えます。</p>	
--	--	--	--

	<p>(ゲートウェイルータの接続料の単位について)</p> <p>JAIPA 意見に賛同します。GWR は個別の要望に基づくものではなく、基本的な接続機能として提供されるものですので、個々の接続事業者が契約・利用する単位で接続料を設定するべきだと考えます。</p> <p>(EditNet株式会社)</p>		
<p>意見 2</p> <p>● 現在卸でしか提供されていないNGN（フレッツ）のユーザ単位接続料の設定やIPoEへの単県参入に向け、NTT東西が自らの網構成をふまえた具体的かつ現実的な接続方法の案を提示することを要望。また、総務省においては、上記に関する議論の進展の確認を行うとともに、制度的な措置の検討を行うよう要望。</p>	<p>再意見 2</p> <p>■ NGNの具体的な網構成の情報開示については、認可申請のプロセスや事業者向けホームページ等での開示に加え、更なる情報開示についても、可能な範囲で対応。また、接続方法の提示についても対応可能な範囲で実現方式の提案を行うことを含め、今後も前向きに協議を進めていく考え。</p> <p>● 賛同意見（2者）</p> <p>● 指定設備の主要な機能については接続が卸に劣後しないように制度的な手当が必要。</p>	<p>考え方 2</p>	
<p>○ 当協会はこれまでも、現在卸でしか提供されていないNGN(フレッツ)のユーザ単位接続料の設定と、IPoEへの単県参入(全エリアでのサービス提供を条件とせず、1つの県域だけで接続に応じること)を要望してきましたが、NTT側からは「その具体的な実現方法を提案してほしい。」と求められています。しかしNGNの具体的な網構成などは協会や</p>	<p>○ 当社は2020年2月以降、複数回に亘り、団体協議を進めてきおり、これらの協議においては、JAIPA殿のご要望を踏まえ、コロナ禍における口座振替等の支払い方法の柔軟化や10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置の提供に係る対応等を優先してきたところです。その際、双方の意見交換によって議論を深めるように配慮しながら実施</p>	<p>○ ユーザ単位接続料の設定や単県でのIPoE接続の利用等について、NTT東日本・西日本においては、引き続き接続事業者との個別協議・団体協議を進めるとともに、総務省においてはその状況を</p>	<p>無</p>

<p>接続事業者は知り得ません。これら十分な情報を有しない協会や接続事業者はNTT側が求める「NGNの構成をふまえた具体的な要望」を提示できず、議論が進展していません。NGNを多くの事業者が接続により利用できることは、公正な競争の実現、ひいては消費者の利益につながるものであることから、これらの利用形態での接続料の設定に向け、NTT東西が自らの網構成をふまえた具体的かつ現実的な接続方法の案を速やかに提示することを要望します。また総務省においては、議論の進展の確認を行うとともに、制度的な措置を検討されるようお願いいたします。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>しているところです。</p> <p>NGNの具体的な網構成に関するご意見につきまして、これまでも認可申請のプロセスや事業者様向けホームページ等を通じてNGNの網構成に係る情報開示してきたところですが、それに加え、更なる情報開示についても、具体的な内容を確認しながら、当社として可能な範囲で対応させていただく考えです。</p> <p>また、当社からの接続方法の提示に関するご意見につきまして、各事業者様の今後の事業展望を踏まえた具体的なご要望を確認させていただきつつ、当社として対応可能な範囲で実現方式の提案を行うことを含め、今後も前向きに協議を進めていく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ JAIPA殿意見に賛同します。第一種指定電気通信設備であるNGNについて、光卸(光コラボレーションモデル)ではユーザ単位の料金設定であるものの、同様の機能が接続によって提供されていない認識です。接続事業者にとって接続が卸に比較して活用しにくいものである場合、接続制度の形</p>	<p>注視し、必要に応じて、制度的な対応を含めて検討することが適切と考えます。</p>	
--	--	---	--

	<p>骸化が起こりえます。指定設備の主要な機能については接続が卸に劣後しないように制度的な手当が必要であると考えます。</p> <p>(一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会)</p> <p>○ JAIPA意見に賛同します。接続事業者はNGNの階梯構造やNTT側ルータの機種さえ知らされておらず、メニュー化されていない接続の要望を具体的に出すことは困難です。</p> <p>(EditNet株式会社)</p>		
<p>意見 3</p> <p>● 利用の不可避性から、主要なインターネット通信の県間接続についても第一種指定電気通信設備と同等の算定を行い、水準の透明性や公正な競争を確保し、消費者利益を実現すべき。</p>	<p>再意見 3</p> <p>■ 県間接続について、中継系や電力系、独立系等の様々な事業者が存在する中、それぞれの事業規模等に応じて最適な方法を自ら選択可能であることを踏まえれば、不可避性は存在しない。PPPoE方式では、全ての県域にPOIを設置しており、IPoE方式においても、今後もPOIの増設を行う予定。また、料金を含めたサービスの見直しも検討する。</p> <p>● 賛同意見（2者）</p>	考え方 3	
<p>○ 当協会がこれまでも主張している通り、主要なインターネット通信の県間接続についても電話の接続機能と同様に利用の不可避性が存在していることが明らかであるから、第一種指定電気通信設備</p>	<p>○ 当社としては、インターネット通信の県間接続について、中継系や電力系、独立系等の様々な事業者が存在する中、接続事業者様は①自己設置、②当社から調達、③他社から調達といった複</p>	<p>○ 情報通信審議会において現在、「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」についての最終答申(令</p>	無

<p>と同等の算定を行うことで水準の透明性や公正な競争を確保し、消費者利益を実現すべきです。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>数の選択肢の中から、それぞれの事業規模等に応じて最適な方法を自ら選択可能であることを踏まえれば、不可避性は存在しないと考えます。</p> <p>現にPPPoE方式では、全ての県域にPOIを設置しているほか、IPoE方式においても、東京以外の県域においてもこれまでご要望に応じてPOIを増設(5単県POI、3ブロックPOI)してきており、接続事業者様は当社県間設備の利用有無を選択可能です。</p> <p>さらに、IPoE方式においては、事業者要望に応じて今後もPOIの増設を行う予定であり、具体的には2023年1月以降に2箇所、2025年4月以降に4箇所の単県POIを新たに設置する予定です。</p> <p>また、当社は2021年4月1日にインターネット通信の県間接続料の見直しを実施しており、今後も市場環境に応じ、料金を含めたサービスの見直しを検討する考えです。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>○ 当社としては、インターネット通信の県間接続について、中継系や電力系、独立系等の様々な事業者が存在する中、接続事業者様は①自己設</p>	<p>和3年夏以降にとりまとめ予定)に向けた検討の中で、県間通信用設備の取扱いについても議論され、令和3年3月2日第53回情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会では論点整理について議論されたものと承知しています。</p> <p>○ 上述の論点整理では、PPPoE接続については、各都道府県に接続点(POI)が設けられており、その接続点に接続すれば特定の県のみへのサービス提供が可能であることから、NTT東日本・西日本の県間通信用設備を加入者回線の利用にあたり、不可避免的に利用しなければならないと考えることは現時点では困難であると考えられ、一方で、IPoE接続については、①</p>
---	---	--

	<p>置、②当社から調達、③他社から調達といった複数の選択肢の中から、それぞれの事業規模等に応じて最適な方法を自ら選択可能であることを踏まえれば、不可避性は存在しないと考えます。</p> <p>現にPPPoE方式では、全ての県域にPOIを設置しているほか、IPoE方式においても、大阪以外の県域においてもこれまでご要望に応じてPOIを増設(5単県POI、5ブロックPOI)してきており、接続事業者様は当社県間設備の利用有無を選択可能です。</p> <p>さらに、IPoE方式においては、事業者要望に応じて今後もPOIの増設を行う予定であり、具体的には2021年度下期に5箇所、2022年度に12箇所、2023年度に8箇所の単県POIを新たに設置し、全ての県域において単県POIを設置する予定です。</p> <p>当社としては、今後も市場環境に応じ、料金を含めたサービスの見直しを検討する考えです。 (NTT 西日本)</p> <p>○ JAIPA 殿意見に賛同します。現在の NGN の主な利用形態である電話やインターネット(IPoE)にお</p>	<p>NTT東日本・西日本の県間通信用設備について、これを使わずにIPoE接続を行う接続事業者がない点や、②IPoE接続を行う接続事業者に現在利用されている県間接続料金がコストの変動に関わらず設定以来変更されていない点、③特定県域向けにサービス提供を行えない接続形態やネットワークの実態等を踏まえると、NTT東日本・西日本の県間通信用設備は加入者回線及びそれと一体として利用される県内設備の利用に当たり不可避免的に利用される設備となっており、IPoE接続の県間通信用設備については、制度による規律の対象とすることを前提に、検討することが適当との考えが示されたところです。</p>	
--	--	---	--

	<p>いて、県間ネットワークの利用の不可避性が存在することは明らかであるため、第一種指定電気通信設備と同等に取り扱い、料金を低廉化させることが必要です。</p> <p>(一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会)</p> <p>○ JAIPA意見に賛同します。県間接続料金が第一種指定電気通信設備と同等に計算されることになれば、料金の低廉化により現在より参入のハードルが下がる可能性があり、多様なISP事業者による競争が進展すると考えます。</p> <p>(EditNet株式会社)</p>	<p>○ 今後、総務省において、当該論点整理をもとに取りまとめが行われる予定の情報通信審議会の最終答申を踏まえ、必要な対応を行っていくことが適当であると考えます。</p>	
<p>意見 4</p> <p>● 新型コロナウイルス感染症の影響により、インターネットのトラフィックも大きく増加している中で、C型の現在の増設基準（6,300セッション）では円滑なインターネット接続の実現は困難。C-20型と同じ増設基準（1,600セッション）の網終端装置を、C型と同額の接続料で提供すべき。また、トラフィックベースの増設基準に移行することで、利用者の通信品質を確保することが必要。</p>	<p>再意見 4</p> <p>■ 増設基準については、円滑なインターネット接続を実現する見地から定めており、これまでもインターネットトラフィックの増加への対応等を行っている。今後もインターネット接続全体の状況を踏まえ、トラフィックの状況等を確認した上で、事業者の意見も参考にしながら、更なる増設基準の見直しの必要性について検討していく。</p> <p>● 賛同意見（2者）</p>	<p>考え方 4</p>	
<p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、インターネットのトラフィックも大きく増加しています。</p>	<p>○ 当社は、網終端装置の増設判断に用いる増設基準について、円滑なインターネット接続を実現する</p>	<p>○ NTT東日本・西日本においては、引き続き、接続事業</p>	<p>無</p>

<p>NTT東日本のC-20型、C-50型網終端装置は接続約款の附則により2021年6月に受付を終了することになっていますが、当協会は従来から、C-20型、C-50型はいずれもC型と同じ装置であると指摘し、C型と同額の接続料を設定するように求めてきました。</p> <p>C型の増設基準は6300セッション(1ユーザあたり帯域は約159kbps)、B型の増設基準は2235セッション(同約447kbps)であることから、B型とC型の一般的な接続条件において、1Gbpsの網終端装置を使って円滑なインターネット接続を実現することは困難です。</p> <p>よって、C-20型の受付を終了してC型に移行するのではなく、C-20型と同じ条件の網終端装置を、C型と同額の接続料で提供すべきです。</p> <p>また、速やかにトラフィックベースの増設基準に移行することで、利用者の通信品質を確保することが必要です。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>見地から定めており、インターネットトラフィックの増加への対応として、これまでも、増設基準セッション数の一律20%緩和や「接続事業者が自由に増設できる接続メニュー」及び「地域事業者向けメニュー」の提供等を進めてきたところです。さらに2020年10月には新たに10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置を提供開始し、当該装置を既に導入されているISP事業者様については帯域使用率の改善がみられており、ISP事業者様からもトラフィック増加への対応に有効との評価をいただいているところです。</p> <p>また、ご指摘いただいている1ユーザあたりの帯域は、増設基準のセッション数で全てのセッションが同時に通信を行った場合における理論上の数値であり、実際のユーザあたりの帯域とは乖離があることが一般的と考えます。なお、地域事業者様全体のピークトラフィック時における帯域使用率は概ね30%程度(2021年3月値)と総じて高くない状況であり、一部の帯域使用率の高い事業者様におかれては地域事業者向けメニューを活用した10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置をお申し込みいただいております、帯域使用率の改善が見込</p>	<p>者・関係団体の意見・要望を十分考慮しながら、実際の通信量の状況等も確認しつつ、適切に増設基準を見直すとともに、NGNにおけるインターネットトラフィック増加に対する適切な取組を継続的に行うことが適当と考えます。</p> <p>○ また、総務省においては、これらについて注視するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響によりトラフィックが増加している中で、引き続き円滑なインターネット接続の観点から増設基準が妥当であるか、また増設基準の設定方法も含めた妥当性について接続事業者が理解を深めるためのNTT東日本・西日本による情報開示や説明の状況について、NTT東日本・西日本に対して、総務省への</p>
---	--	---

	<p>まれるものと考えます。また、中堅・大手事業者様につきましても、10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置をお申し込みいただいていることに加えて、大宗の事業者様がIPoE移行を推進しており、帯域使用率の改善が見込まれるものと考えます。</p> <p>当社としてはこれまでも、網終端装置を流れるトラフィックについては、トラフィックレポートシステムの更改によるISP事業者様への5分間毎のデータ提供や、総務省への客観的なデータの定期的な報告等を行いながら、上述のとおり10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置の導入等による帯域使用率の改善状況を確認してきたところです。なお、実際のユーザあたりの通信速度は網終端装置以外にも様々な要因が影響するものですが、レッツサービス利用者様に対しては、インターネット区間・NGN区間の速度を簡易に測定できるサイトの提供により、トラフィックの見える化を進めてきたところです。</p> <p>今後もPPPoE方式・IPoE方式各々の動向等を含むインターネット接続全体の状況を踏まえ、網終端装置を流れるISP事業者様毎のトラフィックの状況</p>	<p>報告を要請することが適切と考えます。(要請)</p>	
--	---	-------------------------------	--

	<p>や、ISP事業者様からの増設申込状況等の個別状況を確認した上で、当社と接続するISP事業者様と継続して協議の上、そのご意見を参考にしながら、更なる増設基準の見直しの必要性について検討していく考えです。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 当社は、網終端装置の増設判断に用いる増設基準について、円滑なインターネット接続を実現する見地から定めており、インターネットトラヒックの増加への対応として、これまでも、増設基準セッション数の一律20%緩和や「接続事業者が自由に増設できる接続メニュー」及び「地域事業者向けメニュー」の提供等を進めてきたところです。さらに2020年10月には新たに10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置を提供開始し、当該装置を既に導入されているISP事業者様については帯域使用率の改善がみられており、ISP事業者様からもトラヒック増加への対応に有効との評価をいただいているところです。</p> <p>また、ご指摘いただいている1ユーザあたりの帯域は、増設基準のセッション数で全てのセッション</p>		
--	---	--	--

	<p>が同時に通信を行った場合における理論上の数値であり、実際のユーザあたりの帯域とは乖離があることが一般的と考えます。なお、地域事業者様全体のピークトラヒック時における帯域使用率は概ね40%程度(2021年3月値)と総じて高くない状況であり、一部の帯域使用率の高い事業者様におかれては地域事業者向けメニューを活用した10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置をお申し込み頂いており、帯域使用率の改善が見込まれるものと考えます。また、中堅・大手事業者様につきましても、10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置をお申し込みいただいていることに加えて、大宗の事業者様がIPoE移行を推進しており、帯域使用率の改善が見込まれるものと考えます。</p> <p>当社としてはこれまでも、網終端装置を流れるトラヒックについては、トラヒックレポートシステムの更改によるISP事業者様への5分間毎のデータ提供や、総務省への客観的なデータの定期的な報告等を行いながら、上述のとおり10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置の導入等による帯域使用率の改善状況を確認してきたところです。な</p>		
--	--	--	--

	<p>お、実際のユーザあたりの通信速度は網終端装置以外にも様々な要因が影響するものですが、フレッツサービス利用者様に対しては、インターネット区間・NGN区間の速度を簡易に測定できるサイトの提供により、トラヒックの見える化を進めてきたところです。</p> <p>今後もPPPoE方式・IPoE方式各々の動向等を含むインターネット接続全体の状況を踏まえ、網終端装置を流れるISP事業者様毎のトラヒックの状況や、ISP事業者様からの増設申込状況等の個別状況を確認した上で、当社と接続するISP事業者様と継続して協議の上、そのご意見を参考にしながら、更なる増設基準の見直しの必要性について検討していく考えです。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>○ JAIPA意見に賛同します。本質的にネットワークはトラフィックベースに増設してユーザが求める通信を円滑に疎通させるものであるにも関わらず、それを行わないことに本質的な問題があると考えます。固定通信や移動体通信に関わらず、通信網のトラフィックはこれまで常に増加し続けてきている</p>		
--	--	--	--

	<p>ものであり、これまでもその時々機器の技術革新や通信事業者の努力によってユーザのトラフィックニーズに応えてきたものです。これを踏まえれば、トラフィックが外部要因として増加していることを理由にそのトラフィックの混雑を考慮しないネットワーク運用を行うことは許容されるものではないと考えます。現在光ファイバやインターネットは重要な社会の基盤であることから、これらの通信品質を確実に確保していくことは非常に重要です。装置の性能は技術革新によって向上していきますが、いずれの機器を利用した場合でも、通信品質を確保するためにセッション(ユーザ)単位でなくトラフィックを基準として設備を運用していくことが必要です。</p> <p>(一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会)</p> <p>○ JAIPA意見に賛同します。C-20型はNTT東日本の装置の中で最も増設基準のセッション数が少ない装置ですので、これを本来の接続約款の規定通り、網改造料をC型と同額に下げて存続させるべきです。</p> <p>(EditNet株式会社)</p>		
<p>意見5 ● 新型コロナウイルス感染症の影響により、イン</p>	<p>再意見5 ■ 増設基準については、円滑なインターネット</p>	<p>考え方5</p>	

<p>ターネットのトラフィックも大きく増加している中で、10Gbpsの網終端装置(E型)はトラフィック増への対応に有効であるものの、増設基準は不十分。</p> <p>PPPoEの網終端装置については、ユーザ数(セッション数)ベースの増設から多くの通信事業者が採用するトラフィックベースの増設に増設基準を根本的に変更し、利用者の通信品質を確保することが必要。</p>	<p>接続を実現する見地から定めており、10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置は、トラフィック増加への対応に有効とISP事業者からも評価されている。今後もインターネット接続全体の状況を踏まえ、トラフィックの状況等を確認した上で、事業者の意見も参考にしながら、更なる増設基準の見直しの必要性について検討。</p> <p>● 賛同意見(2者)</p>		
<p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、インターネットのトラフィックも大きく増加しています。PPPoEでサービスを提供する事業者にとって、10Gbpsの網終端装置(E型)はトラフィック増への対応に有効であるものの、その増設基準は1万6千セッションごとに1台であり、1ユーザあたりの帯域が約625kbpsと、NTT東日本ではC-20型(新規受付終了予定)、西日本ではB型と同程度にすぎません。現状のトラフィック増加の状況をみればこの増設基準で十分でなく、利用者が円滑にインターネットを利用できないことは明らかです。</p> <p>従前より当協会が主張している通り、PPPoEの網終端装置については、ユーザ数(セッション数)ベースの増設から多くの通信事業者が採用するトラフィックベースの増設に増設基準を根本的に変更し、利用者の通信品質を確保することが必要です。</p>	<p>○ 網終端装置の増設判断に用いる増設基準については、当社が円滑なインターネット接続を実現する見地から定めており、10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置の提供開始以降、当該装置を既に導入されているISP事業者様については帯域使用率の改善がみられており、ISP事業者様からもトラフィック増加への対応に有効との評価をいただいているところです。</p> <p>また、ご指摘いただいている1ユーザあたりの帯域は、増設基準のセッション数で全てのセッションが同時に通信を行った場合における理論上の数値であり、実際のユーザあたりの帯域とは乖離があることが一般的と考えます。なお、地域事業者様全体のピークトラフィック時における帯域使用率は概ね30%程度(2021年3月値)と総じて高くない状況であり、一部の帯域使用率の高い事業者様におか</p>	<p>○ NTT東日本・西日本においては、引き続き、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分考慮しながら、実際の通信量の状況等も確認しつつ、適切に増設基準を見直すとともに、NGNにおけるインターネットトラフィック増加に対する適切な取組を継続的に行うことが適当と考えます。</p> <p>○ また、総務省においては、これらについて注視するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響によりトラフィックが増加している中で、引き続き円滑なインターネット接続の</p>	<p>無</p>

<p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>れては地域事業者向けメニューを活用した10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置をお申し込み頂いており、帯域使用率の改善が見込まれるものと考えます。また、中堅・大手事業者様につきましても、10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置をお申し込みいただいていることに加えて、大宗の事業者様がIPoE移行を推進しており、帯域使用率の改善が見込まれるものと考えます。</p> <p>当社としてはこれまでも、網終端装置を流れるトラフィックについては、トラフィックレポートシステムの更改によるISP事業者様への5分間毎のデータ提供や、総務省への客観的なデータの定期的な報告等を行いながら、上述のとおり10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置の導入等による帯域使用率の改善状況を確認してきたところです。なお、実際のユーザあたりの通信速度は網終端装置以外にも様々な要因が影響するものですが、レッツサービス利用者様に対しては、インターネット区間・NGN区間の速度を簡易に測定できるサイトの提供により、トラフィックの見える化を進めてきたところです。</p>	<p>観点から増設基準が妥当であるか、また増設基準の設定方法も含めた妥当性について接続事業者が理解を深めるためのNTT東日本・西日本による情報開示や説明の状況について、NTT東日本・西日本に対して、総務省への報告を要請することが適切と考えます。(要請)</p>	
----------------------------------	--	--	--

	<p>今後も、PPPoE方式・IPoE方式各々の動向等を含むインターネット接続全体の状況を踏まえ、網終端装置を流れるISP事業者様毎のトラヒックの状況や、ISP事業者様からの増設申込状況等の個別状況を確認した上で、当社と接続するISP事業者様と継続して協議の上、そのご意見を参考にしながら、更なる増設基準の見直しの必要性について検討していく考えです。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 網終端装置の増設判断に用いる増設基準については、当社が円滑なインターネット接続を実現する見地から定めており、10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置の提供開始以降、当該装置を既に導入されているISP事業者様については帯域使用率の改善がみられており、ISP事業者様からもトラヒック増加への対応に有効との評価をいただいているところです。</p> <p>また、ご指摘いただいている1ユーザあたりの帯域は、増設基準のセッション数で全てのセッションが同時に通信を行った場合における理論上の数値であり、実際のユーザあたりの帯域とは乖離があ</p>		
--	---	--	--

	<p>ることが一般的と考えます。なお、地域事業者様全体のピークトラフィック時における帯域使用率は概ね40%程度(2021年3月値)と総じて高くない状況であり、一部の帯域使用率の高い事業者様におかれては地域事業者向けメニューを活用した10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置をお申し込み頂いており、帯域使用率の改善が見込まれるものと考えます。また、中堅・大手事業者様につきましても、10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置をお申し込みいただいていることに加えて、大宗の事業者様がIPoE移行を推進しており、帯域使用率の改善が見込まれるものと考えます。</p> <p>当社としてはこれまでも、網終端装置を流れるトラフィックについては、トラフィックレポートシステムの更改によるISP事業者様への5分間毎のデータ提供や、総務省への客観的なデータの定期的な報告等を行いながら、上述のとおり10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置の導入等による帯域使用率の改善状況を確認してきたところです。なお、実際のユーザあたりの通信速度は網終端装置以外にも様々な要因が影響するものですが、フレ</p>		
--	---	--	--

	<p>ツサービス利用者様に対しては、インターネット 区間・NGN区間の速度を簡易に測定できるサイト の提供により、トラフィックの見える化を進めてきたと ころです。</p> <p>今後も、PPPoE方式・IPoE方式各々の動向等 を含むインターネット接続全体の状況を踏まえ、網 終端装置を流れるISP事業者様毎のトラフィックの状 況や、ISP事業者様からの増設申込状況等の個 別状況を確認した上で、当社と接続するISP事業 者様と継続して協議の上、そのご意見を参考にし ながら、更なる増設基準の見直しの必要性につい て検討していく考えです。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>○ JAIPA 意見に賛同します。本質的にネットワー クはトラフィックベースに増設してユーザが求める通 信を円滑に疎通させるものであるにも関わらず、そ れを行わないことに本質的な問題があると考えま す。固定通信や移動体通信に関わらず、通信網 のトラフィックはこれまで常に増加し続けてきてい るものであり、これまでもその時々機器の技術革新 や通信事業者の努力によってユーザのトラフィック</p>		
--	--	--	--

	<p>ニーズに応じてきたものです。これを踏まえれば、トラフィックが外部要因として増加していることを理由にそのトラフィックの混雑を考慮しないネットワーク運用を行うことは許容されるものではないと考えます。現在光ファイバやインターネットは重要な社会の基盤であることから、これらの通信品質を確実に確保していくことは非常に重要です。装置の性能は技術革新によって向上していきませんが、いずれの機器を利用した場合でも、通信品質を確保するためにセッション(ユーザ)単位でなくトラフィックを基準として設備を運用していくことが必要です。</p> <p>(一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会)</p> <p>○ JAIPA 意見に賛同します。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、在宅勤務の web 会議やオンラインゲームなど、回線輻輳で一気に品質が損なわれる形態の利用が増加しています。トラフィックベースで増設ができるようにすることが必要です。</p> <p>(Editnet 株式会社)</p>		
<p>意見 6</p> <p>● 地域事業者向けメニューにおける10Gbpsの網終端装置(E型)の上限は3台に制限されており、</p>	<p>再意見 6</p> <p>■ 地域事業者向けメニューの上限は、3年程度先の地域事業者のセッション数及びトラヒッ</p>	<p>考え方 6</p>	

<p>不十分。</p> <p>● 地域事業者向けメニューにおける1Gbpsの網終端装置は1台300ユーザ程度でも十分な利用率に達している事例もあるため、短期的にはすべての網終端装置を対象に300ユーザ程度で増設できるよう増設基準の変更をすることが必要。</p> <p>利用者の通信品質を確保するには、ユーザ数（セッション数）ベースの増設基準からトラフィックベースの増設基準に移行することが必要。総務省においてこれらの変更のための議論が速やかに行われることを要望。</p>	<p>クの伸びを予測し、上限台数まで増設した場合でも円滑なインターネットを実現可能な値として設定。今後も、新型コロナウイルス感染症の拡大により増加傾向にあるトラフィックの状況を注視し、増設申込状況等を個別に確認した上で、事業者様の意見も参考にしながら、見直しを検討する。</p> <p>■ 増設基準の見直しの必要性についても検討していく。</p> <p>● 賛同意見（2者）</p>		
<p>○ 現在、装置利用台数が30台までの事業者は、1Gbpsの網終端装置(B型・C型)を1台300セッションで新たな装置の増設が可能ですが、10Gbpsの網終端装置(E型)の上限は3台に制限されています。地域系事業者でも周辺の県域POIに網終端装置を設置してサービスを提供する事例があり、3台は十分な台数とはいえません。</p> <p>また、当協会の会員事業者の事例では1台(1Gbps)300ユーザ程度でも十分な利用率に達しているため、短期的にはすべての網終端装置を対象に300ユーザ程度で増設できるよう増設基準の変更をすることが必要です。しかしながら根本的に利用者の通信品質を確保するためには、ユーザ数</p>	<p>○ 地域事業者向けメニューについては、ICTの普及を促進し地域活性化を期待されている地域事業者様のニーズにお応えすべく提供しているものであり、1Gbit/sインタフェース以下の網終端装置メニューの上限(30台)は、当社においてメニュー設定時から3年程度先の地域事業者様のセッション数を1.2倍、トラフィックを1.5倍の伸びと予測し、上限台数まで増設した場合でも円滑なインターネットを実現可能な値として設定しているものです。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛等により、各地域事業者様のトラフィックは上記予測以上の増加傾向にあり2021年3月時点で約1.8倍となっていますが、地域事業者様全体の帯域使</p>	<p>○ NTT東日本・西日本においては、引き続き、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分考慮しながら、実際の通信量の状況等も確認しつつ、適切に地域事業者向けメニューの基準及び増設基準を見直すとともに、NGNにおけるインターネットトラフィック増加に対する適切な取組を継続的に行うことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

<p>(セッション数)ベースの増設基準からトラフィックベースの増設基準に移行する必要があります。利用状況は急速に変化しているため、総務省においてこれらの変更のための議論が速やかに行われるよう要望します。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>利用率は概ね30%程度(2021年3月値)と総じて高くない状況であり、一部の帯域利用率の高い事業者様におかれては本メニューを活用した10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置をお申し込みいただき、帯域利用率の改善が見込まれるものと考えます。また、セッション数は大宗の地域事業者様が上記予測には達しておらず、30台を超える申込はいただけていないことから、現時点においても現行の上限台数でユーザ数やトラフィック増加に対応できるものと考えています。10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置の提供開始にあたっては、当該メニューにおいて1Gbit/sインタフェース以下の網終端装置と同等の帯域までの増設が可能となる台数を上限として設定しておりますが、今後も、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛等により増加傾向にあるトラフィックの状況を注視し、ISP事業者様からの増設申込状況等を個別に確認した上で、当社と接続するISP事業者様と協議の上、そのご意見を参考にしながら、見直しを検討する考えです。</p> <p>今後も、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛等により増加傾向にあるトラフィックの状況</p>	<p>○ また、総務省においては、これらについて注視するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響によりトラフィックが増加している中で、引き続き円滑なインターネット接続の観点から地域事業者向けメニューの増設基準が妥当であるか、また当該増設基準の設定方法も含めた妥当性について接続事業者が理解を深めるためのNTT東日本・西日本による情報開示や説明の状況について、NTT東日本・西日本に対して、総務省への報告を要請することが適当と考えます。(要請)</p>	
--	--	---	--

	<p>を注視し、PPPoE方式・IPoE方式各々の動向等を含むインターネット接続全体の状況を踏まえ、網終端装置を流れるISP事業者様毎のトラヒックの状況や、ISP事業者様からの増設申込状況等の個別状況を確認した上で、当社と接続するISP事業者様と継続して協議の上、そのご意見を参考にしながら、増設基準の見直しの必要性について検討していく考えです。</p> <p>なお、当社はこれまでもトラヒックレポートシステムの更改による5分間毎のデータ提供、総務省への客観的なデータの定期的な報告等を行いながら、網終端装置を流れるISP事業者様毎のトラヒックの状況について確認してきたところですが、300ユーザ程度でも十分な利用率に達しているのご指摘について、必要な網終端装置の増設が行えていないような実態があれば、ISP事業者様より具体的なトラヒックデータをご提示いただき、改善に向けた協議を進めさせていただきたい考えです。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>○ 地域事業者向けメニューについては、ICTの普及を促進し地域活性化を期待されている地域事業</p>		
--	---	--	--

	<p>お客様のニーズにお応えすべく提供しているものであり、1Gbit/sインタフェース以下の網終端装置メニューの上限(30台)は、当社においてメニュー設定時から3年程度先の地域事業者様のセッション数を1.2倍、トラフィックを1.5倍の伸びと予測し、上限台数まで増設した場合でも円滑なインターネットを実現可能な値として設定しているものです。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛等により、各地域事業者様のトラフィックは上記予測以上の増加傾向にあり、2021年3月時点で約1.5倍となっていますが、地域事業者様全体の帯域使用率は概ね40%程度(2021年3月値)と総じて高くない状況であり、一部の帯域使用率の高い事業者様におかれては本メニューを活用した10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置をお申し込み頂いており、帯域使用率の改善が見込まれるものと考えます。また、セッション数は大宗の地域事業者様が上記予測には達しておらず、30台を超える申込はいただいていることから、現時点においても現行の上限台数でユーザ数やトラフィック増加に対応できるものと考えています。10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置の提供開</p>		
--	---	--	--

	<p>始にあたっては、当該メニューにおいて1Gbit/sインタフェース以下の網終端装置と同等の帯域までの増設が可能となる台数を上限として設定しておりますが、今後も、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛等により増加傾向にあるトラヒックの状況を注視し、ISP事業者様からの増設申込状況等を個別に確認した上で、当社と接続するISP事業者様と協議の上、そのご意見を参考にしながら、見直しを検討する考えです。</p> <p>今後も、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛等により増加傾向にあるトラヒックの状況を注視し、PPPoE方式・IPoE方式各々の動向等を含むインターネット接続全体の状況を踏まえ、網終端装置を流れるISP事業者様毎のトラヒックの状況や、ISP事業者様からの増設申込状況等の個別状況を確認した上で、当社と接続するISP事業者様と継続して協議の上、そのご意見を参考にしながら、増設基準の見直しの必要性について検討していく考えです。</p> <p>なお、当社はこれまでもトラヒックレポートシステムの更改による5分間毎のデータ提供、総務省への客観的なデータの定期的な報告等を行いなが</p>		
--	--	--	--

	<p>ら、網終端装置を流れるISP事業者様毎のトラヒックの状況について確認してきたところですが、300ユーザ程度でも十分な利用率に達しているとのこと指摘について、必要な網終端装置の増設が行えていないような実態があれば、ISP事業者様より具体的なトラヒックデータをご提示いただき、改善に向けた協議を進めさせていただきたい考えです。</p> <p>(NTT 西日本)</p> <p>○ JAIPA意見に賛同します。本質的にネットワークはトラフィックベースに増設してユーザが求める通信を円滑に疎通させるものであるにも関わらず、それを行わないことに本質的な問題があると考えます。固定通信や移動体通信に関わらず、通信網のトラフィックはこれまで常に増加し続けてきているものであり、これまでもその時々機器の技術革新や通信事業者の努力によってユーザのトラフィックニーズに応えてきたものです。これを踏まえれば、トラヒックが外部要因として増加していることを理由にそのトラヒックの混雑を考慮しないネットワーク運用を行うことは許容されるものではないと考えます。現在光ファイバやインターネットは重要な社会</p>		
--	---	--	--

	<p>の基盤であることから、これらの通信品質を確実に確保していくことは非常に重要です。装置の性能は技術革新によって向上していきますが、いずれの機器を利用した場合でも、通信品質を確保するためにセッション(ユーザ)単位でなくトラフィックを基準として設備を運用していく必要があります。</p> <p>(一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会)</p> <p>○ JAIPA 意見に賛同します。</p> <p>300 セッションで増設できる装置については、1Gbps と 10Gbps で容量が 10 倍なので台数は 10 分の 1 と単純に決められたのかと思いますが、周辺の県域でサービスを展開する事例など、小さい事業者でも 3 台では非常に不便なため、この制限を撤廃すべきであると考えます(なお、300 セッションでの増設については、接続事業者側でもそれに見合うバックボーンを用意することが前提のため、過剰な増設を申し込むことはありません)。</p> <p>そもそも網終端装置の混雑で品質が低下しているのは、中小の事業者だけでなく大手の事業者も同じだと思いますので、JAIPA の意見のとおり、どの事業者でも 300 セッション程度で増設できるよう</p>		
--	--	--	--

	<p>にするとともに、トラヒック見合いで増設できるようにすることを要望します。</p> <p>(EditNet株式会社)</p>		
<p>意見 7</p> <p>● 10Gbpsへの置き換え対象となった1Gbpsの網終端装置も、別の県では当面のトラヒック対策に使えるため、安価・柔軟に移設・転用をできる制度を希望。</p> <p>NGNの網区間におけるトラヒック輻輳問題の解決のため、PPPoEの網終端装置（インタフェース部分）に対して網使用料を設定すべき。</p>	<p>再意見 7</p> <p>■ 網終端装置の算定方法や利用中止費の取扱いも含め、今般の要望については、まずは協議にてその内容を伺うとともに、他の利用事業者の意見も踏まえ、効率的な設備運用と費用負担の公平性を確保した上で改善を図る方法について検討していく考え。</p>	<p>考え方 7</p>	
<p>○ 網終端装置の償却期間(最低利用期間)は9年とされているところ、例えばA県で使っていた網終端装置をB県に移設して使いたいといった要望が会員事業者から出ています。しかしNTT東西はこのような要望に応じておらず、結局A県でまだ使える装置の利用中止費(未償却残高)を一括で支払った上で、新たにB県において装置を新設し、再度装置費用の全額(9年分)の費用負担をすることが必要になっています。</p> <p>10Gbpsへの置き換え対象となった1Gbpsの網終端装置も、別の県では当面のトラヒック対策に使えるため、安価・柔軟に移設・転用をできる制度を希望します。</p>	<p>○ 当社はこれまでも、網終端装置の保持状況等に応じて利用可能な転用物品があった場合には再利用を行ってきているところです。</p> <p>上記において、転用可能な網終端装置をISP事業者様が利用中止する場合は、未償却残高から転用物品価額を除外した料金を利用中止費としており、転用を行わない場合と比べて低額な費用負担となっています。</p> <p>加えて、網終端装置の網改造料については、新規物品・転用物品のいずれを用いて設置するかは当該装置の保持状況等によるため、新規物品と転用物品の利用事業者様とで負担額の差が生じないようにする観点から、転用物品における償却済</p>	<p>○ 網終端装置の算定方法や利用中止費の取扱い、移転の仕組みの検討等については、関係事業者・団体において具体的な協議を進めるとともに、総務省においてはその状況を注視し、必要に応じて制度的な対応を含めて検討していくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

<p>そもそも、PPPoEの網終端装置(インタフェース部分)も本来は網使用料が設定されるべきです。適切なトラフィックベースの増設基準と全面的な網使用料化によって、これまで長期間議論してきたNGNの網区間におけるトラフィック輻輳問題は根本的に解決すると考えます。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>みの価格を反映した一律の料金とすることで効率的な設備運用と費用負担の公平性を確保しております。なお、お申込みいただいた時点で転用物品を保持している場合には、ISP事業者様の区別なく、転用物品を用いて設置を行う運用とすることでコスト低減に努めています。</p> <p>これらの網終端装置の算定方法や利用中止費の取扱いも含め、今般ご意見いただいたご要望については、まずは協議にてその内容をお伺いするとともに、他の利用事業者様のご意見も頂戴しながら、効率的な設備運用と費用負担の公平性を確保した上で改善を図る方法について検討していく考えです。</p> <p>また、ご指摘いただいたような仕組みの導入については、上述の既存の設備運用や費用負担の仕組みに及ぼす影響や、各ISP事業者様の申込に基づき数多くある網終端装置を移転、再利用するための新たな運用の実現可能性、当該装置の輸送や減価償却の状況を把握するための仕組み等に係る費用の負担方法等を含め、慎重に検討する必要があると考えます。</p> <p>(NTT 東日本・西日本)</p>		
---	--	--	--

<p>意見 8</p> <p>● まだ使える網終端装置が大手のISPで不要となった場合などに、事業者間での転用を容易に行える制度を要望。この際、中小事業者で中古を前提に網改造料を軽減したり、現在最低9年分とされている利用期間を短くして利用できるようにする等も検討して欲しい。 なお、PPPoEの網終端装置（インタフェース部分）は網使用料が設定されるべき。</p>	<p>再意見 8</p> <p>■ 網終端装置の算定方法や利用中止費の取扱いも含め、今般の要望については、まずは協議にてその内容を伺うとともに、他の利用事業者の意見も踏まえ、効率的な設備運用と費用負担の公平性を確保した上で改善を図る方法について検討していく考え。 ● 賛同意見（2者）</p>	<p>考え方 8</p>	
<p>○ 10Gbpsの網終端装置の導入やIPoEの普及に合わせて、例えばまだ使える装置が大手のISPで不要となった場合などに、中小の事業者では当面のトラフィック対策に使える場合も考えられることから、事業者間での転用を容易に行える制度にすることを要望します。これにより、早期に利用中止する事業者には利用中止費の軽減と、利用中止された設備を引き受ける事業者では、新規設備の最低利用期間である9年間より短い期間での設備計画が可能になります。 なお、PPPoEの網終端装置（インタフェース部分）も本来は網使用料が設定されるべきです。 (一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>○ 当社はこれまでも、網終端装置の保持状況等に応じて利用可能な転用物品があった場合には再利用を行ってきているところです。 上記において、転用可能な網終端装置をISP事業者様が利用中止する場合は、未償却残高から転用物品価額を除外した料金を利用中止費としており、転用を行わない場合と比べて低額な費用負担となっています。 加えて、網終端装置の網改造料については、新規物品・転用物品のいずれを用いて設置するかは当該装置の保持状況等によるため、新規物品と転用物品の利用事業者様とで負担額の差が生じないようにする観点から、転用物品における償却済みの価格を反映した一律の料金とすることで効率的な設備運用と費用負担の公平性を確保しており</p>	<p>○ 網終端装置の算定方法や利用中止費の取扱い、転用の仕組み等については、関係事業者・団体において具体的な協議を進めるとともに、総務省においてはその状況を注視し、必要に応じて制度的な対応を含めて検討していくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

<p>○ 10Gbpsの網終端装置の登場や、IPoE方式の普及により、大手の接続事業者では1Gbpsの網終端装置が余剰になり、本来の償却年数よりも早く利用中止をするところが出てくる可能性があります。</p> <p>このような装置は、中小のISP事業者での当面のトラヒック対策に有効に使える場合もあることから、中古を前提に網改造料を軽減したり、現在最低9年分とされている利用期間を短くする(前の事業者で使われてきた期間を差し引く)など、利用しやすい条件で利用できるなら利用したいと思います。</p> <p>元々利用していた事業者では利用中止費の軽減につながる場合もありますし、投資の無駄を避けるためにも、転用の促進を図る制度を検討くださるようお願いします。</p> <p>(EditNet株式会社)</p>	<p>ます。なお、お申込みいただいた時点で転用物品を保持している場合には、ISP事業者様の区別なく、転用物品を用いて設置を行う運用とすることでコスト低減に努めています。</p> <p>今後も、10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置の導入の影響等により、利用中止された網終端装置について、当該装置が転用可能と当社が判断した場合においては、その状況を反映した網改造料を適用する考えです。</p> <p>これらの網終端装置の算定方法や利用中止費の取扱いも含め、今般ご意見いただいたご要望については、まずは協議にてその内容をお伺いするとともに、他の利用事業者様のご意見も頂戴しながら、効率的な設備運用と費用負担の公平性を確保した上で改善を図る方法について検討していく考えです。</p> <p>また、ISP事業者様のご要望に応じて網終端装置の転用を行うことについては、上述の既存の設備運用や費用負担の仕組みに及ぼす影響や、各ISP事業者様の申込に基づき数多くある網終端装置を移転、再利用するような新たな運用の実現可能性や減価償却の状況を把握するための仕組み</p>		
--	---	--	--

	<p>等を含め、慎重に検討する必要があると考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ EditNet殿意見に賛同します。当協会の複数の会員から同様の要望が出ていますので、速やかな実現をお願いします。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p> <p>○ JAIPA 意見に賛同します。</p> <p>大手の事業者を中心に、IPoE方式に移行したり、1Gbpsの装置を10Gbpsに置き換えたりすることで、既存の1Gbpsの網終端装置が余剰になる例もあるのではないかと思います。当社は小規模のISPですが、将来的には10Gbpsの装置を増強する方向でも、短期的には1Gbpsの装置でも当面のトラヒック対策になります。余剰装置を9年より短い期間で使うことができれば増設のハードルが下がり、エンドユーザへのメリットも大きいことから、ぜひ実現をお願いします。</p> <p>(EditNet株式会社)</p>		
--	--	--	--

意見9 ● IP網へ切替後は、メタルIP電話とひかり電話を統合した接続料の上昇を招かないようNTT東日本・西日本による効率化努力をモニタリングする必要がある。	再意見9 ■ 今後も継続してコスト削減に努めていく考え。なお、IP網への移行後は、当社のみならず全ての事業者に対し、効率化を促す仕組みを設けていくことが必要。 ● 賛同意見（1者）	考え方9	
<p>○ 今回申請された光IP電話接続機能の接続料について、「令和2年度の光IP電話との接続に用いられているIGS接続機能と比べると、金額は微増。1つの接続形態から、2つの接続形態が併存する形になるため、需要に対して設備（費用）が増加すると考えられ、接続料の大幅な上昇が想定されたが、設備の集約、保守業務等の内部効率化等のコスト削減の影響により、上昇幅が抑えられている。」との説明があります。移行過程における一時的な設備費用の増加はやむを得ない側面もありますが、IP網へ切替後は、メタルIP電話とひかり電話を統合した接続料の上昇を招かないようNTT東日本・西日本による効率化努力をモニタリングする必要があると考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>○ 当社はこれまでも設備の集約、保守業務等の内部効率化による作業委託費の削減等、コスト削減に取り組んできたところであり、今後も継続してコスト削減に努めていく考えです。</p> <p>なお、IP網への移行後は、全ての事業者が互いに直接つなぎ合い、等しく着信網の独占性（着信ボトルネック）を有する双務的な関係になる一方で、着信網の独占性（着信ボトルネック）に起因し、過度な利潤の上乗せ、非効率の放置等により着信接続料が高止まりするおそれがあることを踏まえれば、当社のみならず全ての事業者に対し、効率化を促す仕組みを設けていくことが必要と考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ IP網への移行後において、メタルIP電話は現在のPSTNの接続料原価の中で大きな割合を占めている加入者交換機が活用され、またNGNを用いて提供される機能部分については、当面は実際費</p>	<p>○ IP網移行後における音声接続料の在り方については、令和2年4月に総務大臣から情報通信審議会に「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」に関して諮問されており、その審議結果を踏まえ、今後、総務省において検討を進めることが適切と考えます。</p> <p>○ 移行後の接続料については、接続料の上昇を招かないよう、NTT東日本・西日本において効率化に努めることが適切と考えます。また、その他の事業者においても、効率化に努めることが適切と考えます。</p>	<p>無</p>

	<p>用方式による原価算定を適用する方向が示されていますが、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電話株式会社殿(以下、併せて「NTT東西殿」といいます。)による設備集約や保守業務等の効率化が不十分である場合は接続料の上昇を抑制できない懸念があります。したがってNTT東西殿による効率化努力をモニタリングする必要があるとするKDDI株式会社殿(以下、「KDDI殿」といいます。)の意見に賛同します。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>		
<p>意見10</p> <p>● 今後IP網への移行が進む中で、毎年の接続料に係る変更認可申請時期等において、設備の撤去や利用に係る計画を提示するとともに、不要となる設備が出る場合には有姿除却や減損処理等の会計上の対応を行い、乖離額調整を実施する際には接続料に適正に反映する必要がある。</p>	<p>再意見10</p> <p>■ 切替後のトラブル対応や構築・撤去費の効率化の観点から、移行完了までの間、IGS接続に係る設備を維持する予定。しかし、今後の移行計画・工程の確定により、仮に移行完了前に撤去等を行う設備が発生した場合は、設備の構築や撤去等に係る計画について、事業者間意識合わせの場等を通じて接続事業者へ情報提供していく。また、それらの設備に係る除却費や撤去費等の費用については、会計上適切に取り扱い、接続料に反映する。</p>	<p>考え方10</p>	
<p>○ IP網への移行過程における適正な接続料算定方法に関して、「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方～IPによる相互接続開始に向けた方針整理～一部答申」(令和2年9月18日。情報</p>	<p>○ 不要となる設備の撤去を計画に織り込んでいないとのご指摘がございますが、当社としては、切替後のトラブル対応や構築・撤去費の効率化の観点から、移行完了までの間、IGS接続に係る設備を</p>	<p>○ NTT東日本・西日本は、IP網への移行の状況によっては、不要となる設備が出てくる可能性があるところ、そうい</p>	<p>無</p>

<p>通信審議会)において、「NTT東日本・西日本は、IP網への移行の状況によっては、不要となる設備が出てくる可能性があるところ、そういった設備について、精査を行い、有姿除却や減損処理等の会計上の対応を適切に行うことにより、適正な接続料を算定すべきであるとともに、設備の撤去や利用にかかる計画について定期的に他事業者にも伝えていくことが求められる。総務省においては、接続約款の認可プロセス等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応や接続料算定の適正性等を確認していくことが必要である。」という考え方が示されました。今回の東日本電信電話株式会社殿(以下「NTT東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下「NTT西日本殿」といいます。)(以下併せて「NTT東西殿」といいます。)の申請では、これらの対応が実施されていないことから、今後IP網への移行が進む中で、毎年の接続料に係る変更認可申請時期等において、設備の撤去や利用に係る計画を提示するとともに、不要となる設備が出る場合には有姿除却や減損処理等の会計上の対応を行い、乖離額調整</p>	<p>維持する予定です。</p> <p>しかしながら、今後の移行計画・工程の確定により、仮に移行完了前に撤去等を行う設備が発生した場合は、当社設備の構築や撤去等に係る計画について、事業者間意識合わせの場等を通じて接続事業者様へ情報提供していく考えです。</p> <p>また、それらの設備に係る除却費や撤去費等の費用については、会計上適切に取り扱い、接続料に反映する考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>った設備について、精査を行い、設備の撤去や利用にかかる計画について定期的な提供を含め適時適切に他事業者にも伝えていくべきであるとともに、不要となる設備が出る場合には、有姿除却や減損処理等の会計上の対応を適切に行うことにより、接続料に適正に反映することが適当と考えます。</p> <p>○ 総務省においては、今後も接続約款の認可プロセス等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応や接続料への適正な反映等を確認していくことが必要であると考えます。</p>	
---	---	---	--

<p>を実施する際には接続料に適正に反映する必要があると考えます。 (ソフトバンク株式会社)</p>			
<p>意見11 ● 接続料の予見性確保の観点から、毎年の接続料に係る変更認可申請時期等において、複数年度の将来原価方式により算定されたNGNの接続料について、実績値及び乖離の状況について開示することが適当。</p>	<p>再意見11 ■ 光IP電話接続機能について、予見性を確保するため、乖離額調整に係る実績収入と実績費用の乖離の状況を、2021年度実績から毎年度の接続料認可申請時における事業者説明会等の場で自主的に情報提供する。</p>	<p>考え方11</p>	
<p>○ NGNの接続料は3年9ヶ月(2021年4月～2024年12月)の複数年度の将来原価方式により算定されています。将来原価方式による見込値と実績値との差額(乖離)について、IP網への移行後の接続料算定において加減算により調整する場合には、算定期間が長いことから調整額も大きくなる可能性があります。</p> <p>一方IP網への移行が進展していく中で、2021年度から順次、見込値と実績値との乖離の状況が明らかになっていくため、接続料の予見性確保の観点から、NTT東西殿の毎年の接続料に係る変更認可申請時期等において、実績値及び乖離の状況について開示することが適当であると考えます。 (ソフトバンク株式会社)</p>	<p>○ 当社としては、光IP電話接続機能について、接続事業者様における予見性を確保するため、乖離額調整に係る実績収入と実績費用の乖離の状況を、2021年度実績から毎年度の接続料認可申請時における事業者説明会等の場で自主的に情報提供する考えです。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ NTT東日本・西日本において、「乖離額調整に係る実績収入と実績費用の乖離の状況を、2021年度実績から毎年度の接続料認可申請時における事業者説明会等の場で自主的に情報提供する」との考えが示されたところであり、総務省においては当該取組を注視していくとともに、今後、接続約款の認可プロセス等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応</p>	<p>無</p>

		等について確認していくことが必要であると考えます。	
--	--	---------------------------	--

2 令和3年度の加入光ファイバに係る接続料改定等

(■：NTT東日本・西日本からの意見 ●：NTT東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲：個人からの意見)

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見12</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 加入光ファイバについて、今後もコスト削減や運用の効率化を進め、接続料については更なる低廉化が必要。 ● NTT東西の加入光ファイバの接続料の低廉化に向けて、NTT東西に対して更なる効率化・費用削減の取り組みの確実な実施を促すため、令和3年度以降も、数年間の効率化・費用削減に向けた取り組みの実施内容や効果の実績等毎年度総務省に報告させ、適切に効率化・費用削減が図られているか検証する必要がある。 	<p>再意見12</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 引き続き費用削減及び効率化に努める考え。加入光ファイバの費用削減及び効率化に関する取り組みとその効果については可能な限り、接続料認可申請に併せて、2023年度以降に適用する接続料認可申請の前まで、自主的に総務省へ報告する。 ● 賛同意見（5者） ● ボトルネック設備である加入光ファイバやそれと一体的に提供されるNGNについては、公正な接続環境のために総務省等によって接続料金や制度が継続的に議論され、改善していくことが必要。 	<p>考え方12</p>	
<p>○ コロナ禍において在宅勤務をはじめ、様々なサービスの遠隔対応の必要性が増しておりますが、引き続き5GやIoT等の大量トラフィックを支える通信インフラに必要不可欠な設備としても、光ファイバ需要は継続的に増加していく見込みです。</p> <p>加入光ファイバはボトルネック設備として、今後も</p>	<p>○ 当社はこれまでも、企業努力によるコスト・投資の効率化を進め、接続料原価の削減等に努めることで加入光ファイバの接続料を低減させてきたところです。</p>	<p>○ 企業努力による更なる効率化・費用削減、償却方法の定額法への移行等及びコスト把握の精緻化の取組については、平成28年の本審議会の答申^{※1}を踏まえて</p>	無

<p>コスト削減や運用の効率化を進め、接続料については更なる低廉化が必要であると考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <p>○ NTT東西の加入光ファイバ接続料の低廉化に向けた取組みについては、「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について(平成27年9月情報通信審議会答申)」及び、平成28年7月27日付け「平成28年度以降の加入光ファイバに係る接続料に改定に関して講ずべき措置について(要請)」を受けて、NTT東西が平成28年度から平成31年度までの実施内容、実施に要した費用及び効果の実績等を総務省に毎年報告してきましたが、令和3年3月22日に令和元年度分の報告がなされ、本要請に係る報告は一旦終了しています。</p> <p>しかしながら、光ファイバについては、今後の5G通信ネットワークの構築や光ブロードバンドサービス展開における通信インフラとしての重要性がますます高まっており、ボトルネック設備であるNTT東西の加入光ファイバ接続料の低廉化の必要性は更に増している状況です。</p> <p>そのため、NTT東西の加入光ファイバの接続料の低廉化に向けて、NTT東西に対して更なる効率化・費用削減の取組みの確実な実施を促した</p>	<p>加入光ファイバの費用は、当社が7割以上を負担するものでもあり、当社としても引き続き費用削減及び効率化に努める考えです。</p> <p>また、加入光ファイバの費用削減及び効率化に関する取組みとその効果については可能な限り、接続料認可申請に併せて、2023年度以降に適用する接続料認可申請の前まで、自主的に総務省へ報告する考えです。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>○ 当社はこれまでも、企業努力によるコスト・投資の効率化を進め、接続料原価の削減等に努めることで加入光ファイバの接続料を低減させてきたところです。</p> <p>加入光ファイバの費用は、当社が8割以上を負担するものでもあり、当社としても引き続き費用削減及び効率化に努める考えです。</p> <p>また、加入光ファイバの費用削減及び効率化に関する取組みとその効果については可能な限り、接続料認可申請に併せて、2023年度以降に適用する接続料認可申請の前まで、自主的に総務省へ報告する考えです。</p>	<p>総務省からNTT東日本・西日本に対して行われた要請※2を受けて、NTT東日本・西日本から平成28年度から平成31年度までの実施内容、実施に要した費用及び効果について、それぞれの年度の会計実績が取りまとまる年度において、総務省に対して報告がなされてきたと承知しています。</p> <p>○ 左記意見等のとおり、費用や投資の効率化によって加入光ファイバの接続料原価を削減することへの要請は引き続き高く、少なくとも現在の加入光ファイバ接続料の算定期間である、令和2年度から令和4年度までの費用や投資の効率化の実施内容、効果について、それぞれの年度の会計実</p>
--	---	---

<p>め、令和3年度以降も、数年間の効率化・費用削減に向けた取り組みの実施内容や効果の実績等毎年度総務省に報告させ、適切に効率化・費用削減が図られているか検証する必要があると考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>(NTT 西日本)</p> <p>○ 各社意見に賛同します。在宅勤務では web 会議などが使われることが多く、大容量で低遅延の通信サービスが重要になります。FTTH サービスを使うにしても、5G の基地局をきめ細かく設置するにしても、NTT 東西の光ファイバを低廉な接続料で使えることは大変重要です。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p> <p>○ 各社意見に賛同します。</p> <p>Web 会議システムやクラウド PBX に代表されるユニファイド通信 (UC) サービスは、政府が推進する感染症の流行対策や働き方改革によるリモートワークの推進により日本でも急速にニーズが高まっており、普及が進んでいます。</p> <p>リモートワークは、場所や時間にとらわれずに働くことができることから、感染症の拡大防止だけでなく、地方在住者や介護や子育て世代の人材活用、地方移住を推進するなどの多くの社会的メリットがあるとされています。また、産業面では生産性を向上させるツールとしても期待されています。諸外国</p>	<p>績が取りまとまる年度において総務省に報告することを、総務省からNTT東日本・西日本に対し、要請することが適切と考えます。</p> <p>(要請)</p> <p>※1 平成28年7月27日付け情郵審第43号</p> <p>※2 平成28年7月27日付け総基料第132号</p>	
--	--	--	--

	<p>では、住む国がそれぞれ異なる上司や部下、同僚が共に日々の業務を遂行するスタイルが広く一般化しています。企業が目線では、企業の所在地や従業員の居住地に依らず高スキル人材を獲得ことができるため、企業の競争力強化の観点でも必要不可欠なものとなっています。</p> <p>一方で、これらのリモートワークはユニファイド通信サービスと高品質なインターネット環境など高品質なICTサービス(クラウドPBX等)の存在によって実現できるものです。従来の道路整備のように、今後は光ファイバの整備が、国民が効率的に仕事を行い、豊かな生活をするために必要不可欠なインフラとなります。</p> <p>そのためには、光ファイバやNGN等の利用が推進されることが重要です。今後も光ファイバの接続料が低廉化され、さらに料金以外の提供条件等についても接続事業者が利用しやすい制度となっていくことが必要です。特に、ボトルネック設備である加入光ファイバやそれと一体的に提供されるNGNについては、公正な接続環境のために総務省殿等によって接続料金や制度が継続的に議論され、改善していくことが必要です。</p>		
--	---	--	--

	<p>(一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会)</p> <p>○ KDDI 株式会社殿の意見に賛同致します。</p> <p>NTT 東西殿の光ファイバの費用削減に係る取組について、効率化・費用削減に向けた実施内容や効果の実績等を把握するためには、令和3年度以降も継続して総務省へ取組状況を報告し、適切な効率化が図られているかを検証する必要があると考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <p>○ 左記の意見のとおり、5G や IoT 等の大量トラフィックを支える通信インフラに必要不可欠な設備としても、NTT 東・西の加入光ファイバ接続料重要性は更に増していくと認識しています。</p> <p>ボトルネック設備である NTT 東・西の加入光ファイバの接続料の低廉化に向けて、NTT 東・西に対して更なる効率化・費用削減の取り組みの確実な実施を促す必要があるため、引き続き効率化・費用削減に向けた取り組みの実施内容や効果の実績等、毎年度総務省に報告させ、適切に効率化・費用削減が図られているかを検証する必要があると考</p>		
--	---	--	--

	<p>えます。 (KDDI 株式会社)</p> <p>○ ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 殿、KDDI 殿の意見に賛同します。</p> <p>ボトルネック設備である加入ダークファイバについては、今後展開が本格化する 5G ネットワーク等の構築において、その重要性はますます高まるため、接続料についても以下に示すような一層の低廉化に向けた取り組みが必要であると考えます。</p> <p>① KDDI 殿の意見のとおり、令和 3 年度以降も、数年間の効率化・費用削減に向けた取り組みの実施内容や効果の実績等を毎年度総務省殿から NTT 東西殿へ報告を求め、適切に効率化・費用削減が図られているか検証を行うこと</p> <p>② 前回の当社意見のとおり、接続料の算定等における研究会(以下、「研究会」といいます。)において議論されている「光ケーブルの未利用芯線」について、実態把握の強化に向けた取り組みの実効性を高める観点からサンプル数のさらなる拡大と時系列データの蓄積等を推進したうえで、NTT 東西殿の投資合理性の検証を早期に行うこ</p>		
--	---	--	--

	と ③ 当社意見で既に述べているとおり、加入光ファイバの接続料原価に占める報酬の割合が大きい状況に鑑みれば、改めて研究会の場で報酬の在り方について包括的に議論すること。 (ソフトバンク株式会社)		
意見13 ● NTT東西のシェアドアクセス1芯当たり契約数の実績及び算定期間における見込値について、継続して開示すべき。	再意見13 ■ 各接続事業者及び当社の営業活動の結果であり、各社の経営情報にあたるため開示すべきではない。 ● 賛同意見（1者）	考え方13	
○ NTT東西殿のシェアドアクセス1芯当たり契約数の実績及び算定期間における見込値については従来、継続的に開示*が行われていましたが、令和2年度の加入光ファイバの将来原価方式による複数年度算定に係る認可申請、及び令和3年度の加入光ファイバの乖離額調整に係る認可申請においては、当該情報が開示されていません。 当該情報は、NTT東西殿の加入光ファイバ(シェアドアクセス方式)を用いてFTTHサービスを展開する事業者や光サービス卸を用いたサービスを展開する事業者にとっては、接続への参入判断や卸料金の妥当性の確認等において有用な情報であり、NTT東西殿による投資判断の適正性を確認するた	○ 以下の観点から、1芯当たり契約数は各接続事業者様及び当社の営業活動の結果であり、各社の経営情報にあたるため開示すべきではないと考えます。 ・ 当社の芯線を使用していない電力系事業者様等が当社の芯線に係る1芯当たり契約数を把握することで、1契約あたりの加入光ファイバに係るコストを把握し、当該事業者様が自らのコストと比較検討することが可能となる等、当社を含めた当社芯線を利用する接続事業者様が競争上不利になること。 ・ 当社の芯線を使用している接続事業者様は、自	○ シェアドアクセス1芯当たり契約数については、NTT東日本・西日本を含め、両社の芯線を利用する接続事業者の経営情報にあたる可能性があり、開示については慎重に判断する必要があります。 ○ 他方で、当該情報については設備の利用状況や卸料金の妥当性の確認等において有用な情報であり、	無

<p>めにも有効であるため、継続して実績、及び見込値を開示すべきと考えます。</p> <p>*平成28年5月18日申請概要資料</p> <p>https://www.soumu.go.jp/main_content/000421270.pdf</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>らの契約数・利用芯線数を基に当社利用部門の1芯当たり契約数を類推可能であり、当社の1契約あたりの加入光ファイバに係るコストを把握し、当該事業者様が自らのコストと比較検討することが可能となる等、当社が競争上不利になること。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ ソフトバンク株式会社殿の意見に賛同致します。</p> <p>シェアドアクセスの契約数の実績及び算定期間における見込値につきまして、継続して実績及び見込値を開示すべきと考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>また、シェアドアクセスの接続を利用する事業者からも開示の要望がある点等を踏まえると、今後、どのような情報を開示すべきかについて、総務省においてNTT東日本・西日本と調整を行った上で検討し、必要に応じて見直しを行うことが適当と考えます。</p>	
<p>意見14</p> <p>● 耐用年数について、複数年度の算定期間が終了する都度、直近では令和4年度に検証を行い、その結果を一般公表したうえで、検証結果と適用されている耐用年数に乖離が生じた場合には速やかに接続料を見直すべき。</p>	<p>再意見14</p> <p>■ 総務省への関連データ等の提供については、固定資産データを用いた光ケーブルの耐用年数の推計結果について、本複数年度の算定期間が終了する際に行う考え。関連するデータ等は当社の経営情報にあたることから、基本的に一般公表できるものではないと考える。</p> <p>● 賛同意見（2者）</p>	<p>考え方14</p>	
<p>○ 「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可-令和2年度の接続料の改定等-」に係る意見募集(以下、「昨年度の意見募集」</p>	<p>○ 光ファイバの耐用年数の見直しは、接続料の低廉化を目的として実施するものではなく、財務会計の適正化の観点から行うものです。</p> <p>また、関連するデータ等は当社の経営情報にあ</p>	<p>○ 経済的耐用年数については、設備の利用実態を適正に反映したものであることが重要であり、適時適切に見</p>	<p>無</p>

<p>といいます。)における弊社意見のとおり、接続料がより一層公正妥当なものであることを確保するためには、接続料の算定等に関する研究会（以下、「研究会」といいます。）第三次報告書において「今後とも、加入光ファイバ接続料の複数年度の算定期間が終了しようとする時期において、事業会計・接続会計の適正性確保の観点から、耐用年数の見直しに関する状況について総務省からNTT東日本・西日本に見解を求め、関連のデータ等の提供も受けて検証し、その結果について認可申請時などにできる限り一般公表することが適当」との記載があるように、少なくとも複数年度の算定期間が終了する都度、直近では令和4年度に検証を行い、その結果を確実に一般公表したうえで、検証結果と適用されている耐用年数に乖離が生じた場合には速やかに接続料を見直すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>たることから、基本的に一般公表できるものではないと考えます。</p> <p>総務省への関連データ等の提供については、接続料の算定等に関する研究会の第三次報告書を踏まえて、固定資産データを用いた光ケーブルの耐用年数の推計結果について、本複数年度の算定期間が終了する際に行う考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ ボトルネック設備であるNTT東・西の加入光ファイバについては、5G や IoT 等の大量トラフィックを支える通信インフラとしての重要性がより高まると認識しており、更なる接続料の低廉化が求められます。</p> <p>そのため、左記の意見のとおり、直近のNTT東・西の加入光ファイバ接続料の複数年度の算定期間が終了する令和4年度において、光ファイバの耐用年数に最新のデータ、検証結果が反映されているかを総務省において検証し、その結果について認可申請時などに一般公表したうえで、検証結果と適用されている耐用年数に乖離が生じた場合は接続料金を速やかに見直すべきと考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>直していく必要があると考えます。</p> <p>○ 総務省においては、加入光ファイバ接続料の複数年度の算定期間が終了しようとする時期において、事業会計・接続会計の適正性確保の観点から、耐用年数の見直しに関する状況についてNTT東日本・西日本に見解を求め、関連データ等の提供も受けて検証し、その結果について認可申請時などにできる限り一般公表することが適当と考えます。</p>	
--	---	---	--

	<p>○ ソフトバンク株式会社殿の意見に賛同致します。</p> <p>光ファイバの耐用年数につきまして、複数年度の算定期間が終了する都度の検証を行い、その結果を公表したうえで、検証結果と適用されている耐用年数に乖離が生じた場合には速やかに接続料を見直すべきと考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>		
<p>意見15</p> <p>● 加入光ファイバの接続料について、乖離額調整を行う見込みである場合、現行のドライカップ・接続専用線・中継ダークファイバと同様に、10月末の速報値開示の対象とすべき。</p>	<p>再意見15</p> <p>■ 加入光ファイバ接続料について、乖離額調整に係る実績収入と実績費用の乖離の状況を、2020年度の実績から複数年度の算定期間中、可能な限り毎年度10月末に、当社の自主的な取り組みとして開示する。</p> <p>● 賛同意見（4者）</p>	<p>考え方15</p>	
<p>○ 通信事業展開に大きく影響する接続料の早期開示の取り組みとして、NTT東西殿より毎年10月末に、ドライカップ・接続専用線・中継ダークファイバの速報値が開示されています。</p> <p>令和3年度に適用される加入光ファイバ(シングルスター方式)の接続料は、乖離額調整の結果、令和2年度に将来原価方式で算定された値に比べて、NTT東日本殿で-65円(約-2.9%)、NTT西日本殿で-105円(約-4.6%)の減少となりました。また、乖</p>	<p>○ 加入光ファイバ接続料について、頂いたご意見も踏まえ、乖離額調整に係る実績収入と実績費用の乖離の状況を、2020年度の実績から複数年度の算定期間中、可能な限り毎年度10月末に、当社の自主的な取り組みとして、接続事業者様における予見性確保の観点から開示する考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ 現在の加入光ファイバの接続料については、令和2年度の接続約款の変更認可にあわせて、第一種指定電気通信設備接続料規則(以下「接続料規則」という。)第3条の規定に基づき、「2020年度から2022年</p>	<p>無</p>

<p>離額調整によって将来原価方式で算定された値に比べて大きく料金が上昇する場合もあり、例えば平成27年度に適用された接続料においては、NTT東日本殿で+177円(約+5.7%)、NTT西日本殿で+161円(約+5.0%)もの上昇になりました。</p> <p>NTT東西殿の加入光ファイバは、移動体通信事業者の基地局やFTTHサービスの足回り回線として多く利用され、当該接続料の変動が事業に与える影響が大きいことや、複数年度の算定期間中、基本的に毎年度乖離額調整が行われてきたことに鑑みれば、乖離額調整を行う見込みである場合、現行のドライカップ・接続専用線・中継ダークファイバと同様に、10月末の速報値開示の対象とすべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>○ ソフトバンク殿意見に賛同します。接続事業者の予見性向上の観点から、料金見込みを早期に公表すべきと考えます。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p> <p>○ ソフトバンク殿意見に賛同します。光ファイバの接続料低減の継続的な取り組みだけでなく、接続事業者の予見性・経営の安定性確保の観点で非常に重要であるため、接続料の見込みは可能な限り早期に公表される必要があります。</p> <p>(一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会)</p> <p>○ 左記の意見のとおり、加入光ファイバは、接続事業者の移動体基地局や、FTTH サービスの足回り回線など多くのサービスで利用されており、当該接続料の変動は接続事業者の事業に与える影響が大きい状況です。複数年度の算定期間中、乖離額調整を行う見込みである場合においては、現行の接続専用線・中継ダークファイバ等と同様に早期の情報開示いただくことを希望します。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>度までの実績原価と実績収入の差額を、2021年度以降の当該接続料の原価に加えて算定すること」の許可を受けているところと承知しています。</p> <p>○ 少なくとも、2022年度までの実績原価と実績収入の差額については、今後の加入光ファイバの接続料にて乖離額調整が行われるため、乖離額調整に係る実績収入と実績費用の乖離の状況を開示し、接続事業者の予見性をできる限り高めることが望ましいと考えます。</p> <p>○ NTT東日本・西日本からも「加入光ファイバ接続料について、頂いたご意見も踏まえ、乖離額調整に係る実績収入と実績費用の乖</p>
--	--	--

	<p>○ ソフトバンク意見に賛同します。当社も加入・中継ダークファイバを多用しており、接続料の変動が大きければ収支にも影響してきます。接続料の見込みを早期に把握できることが望ましいです。</p> <p>(EditNet株式会社)</p>	<p>離の状況を、2020年度の実績から複数年度の算定期間中、可能な限り毎年度10月末に、当社の自主的な取り組みとして、接続事業者様における予見性確保の観点から開示する考え」との再意見が提出されているところであり、毎年度10月末の再計算報告に併せ、NTT東日本・西日本において当該情報の開示を行うことが適当と考えます。</p>	
<p>意見16</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年度実績においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、報酬の実績値は減少したものの、依然として加入光ファイバの接続料原価に占める報酬の割合は大きい状況に鑑み、改めて研究会の場で報酬の在り方について包括的に議論すべき。 ● なお、「光ケーブルの未利用芯線」の取り扱いの議論について、現時点における実態把握の強化に向けた取り組みの妥当性が検証されるべきことは勿論のこと、当該取り組みの実効性をより高める観点でも追加の取り組み、具体的にはサンプル数の更な 	<p>再意見16</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 資本コスト（報酬）の算定方法に関し、光ケーブルの芯線使用率の検証、また、研究会等での議論を踏まえた資本構成比の算定、さらに実績を用いた諸比率の算定に対応してきている。 ■ ケーブルの芯線使用率に係る実態把握の強化については、時系列での蓄積は引き続き進めていく考えだが、サンプルビルの拡大については、今後の状況に鑑みて総合的に判断する必要がある。 ● 光ケーブルの未利用芯線の取り扱いについては、災害時のサービス維持や長期的なコスト抑 	<p>考え方16</p>	

<p>る拡大と時系列での当該データの蓄積等が推進されるべき。</p>	<p>制などの観点も含め、多角的かつ慎重に検討することが必要。</p>		
<p>○ 令和元年度(FY19)実績においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、令和2年度の加入光ファイバ将来原価方式による複数年度算定に係る認可申請の予測値と比べて報酬の実績値は減少したものの、〈参考1〉にあるように依然として加入光ファイバの接続料原価に占める報酬の割合は大きい状況です。</p> <p>こうした状況に鑑みれば、昨年度の意見募集における弊社意見のとおり、例えば以下のような論点も含め様々な視点から、改めて研究会の場で報酬の在り方について包括的に議論すべきと考えます。</p> <p>① 「光ケーブルの未利用芯線」の扱いの議論が研究会でなされていること。</p> <p>② 「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集-実績原価方式に基づく平成28年度の接続料の改定等-」において、KDDI株式会社殿が「報酬額を算定するための資本構成比について、裁量排除の観点等から、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いることが妥当」である旨意見し、それに対して、</p>	<p>○ 資本コスト(報酬)の算定方法に関し、①～③の各項目については、以下の通りです。</p> <p>① 加入光ファイバに係る投資の適正性については、現在、接続料の算定等に関する研究会において、光ケーブルの芯線使用率に関する時系列のデータを蓄積することにより、その合理性に関する検証を継続しているところです。</p> <p>② 資本構成比の算定方法については、平成28年度接続料に係る情報通信行政・郵政行政審議会答申書(平成28年3月31日)において「総務省において参考とすることが適当」とされた後、接続料の算定等に関する研究会における議論を経たうえで、第一次報告書の中で</p> <p style="padding-left: 2em;">『繰延税金資産』については、税効果会計の適用により『繰延税金資産』を計上することによって、自己資本比率が上昇することになるから、『繰延税金資産』は自己資本から圧縮することが適当であり、現行採られている方法を見直す必要がある</p> <p>との整理が図られたため、既に接続料算定に織り込んで算定しているものです。</p>	<p>○ 報酬額の動向が加入光ファイバの接続料に大きな影響を与えることを踏まえると、総務省においては、今後の報酬額の推移について注視するとともに、報酬額の算定方法について必要に応じ見直しを検討していくことが適当と考えます。</p> <p>○ 加入光ファイバの未利用芯線について、総務省においては、NTT東日本・西日本から加入光ケーブル資産に関するデータ及び評価分析結果の提供を今後も定期的に受け、それを基に検証することが適当と考えます。また、関連データ等については、できる限り一般公表されることが適当と考えます。なお、更なるサ</p>	<p>無</p>

<p>平成28年度接続料に係る情報通信行政・郵政行政審議会答申書(平成28年3月31日)において、「総務省において参考とすることが適当」とされていること。</p> <p>③ 公共料金算定における自己資本比率として、電力業界では30%(一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第5条第4項)、ガス業界では35%(一般ガス事業供給約款料金算定規則別表第1第2表)と固定されているところ、今回適用のNTT東日本殿における自己資本比率は78.4%、NTT西日本殿における自己資本比率は54.3%と他業界に比し著しく高い状況にあることから、例えば固定値や上限値を設定することが検討に値すること。</p> <p>なお、「光ケーブルの未利用芯線」の取り扱い議論については、研究会第四次報告書(令和2年9月25日)において「NTT東日本・西日本においては、現行のNTT東日本・西日本それぞれ大規模・中規模・小規模ビルの計6ビルにおける時系列データの収集に加え、更なるサンプル数の増加を検討するなど、実体把握の強化に向けた取り組みを継続することが適当」とされています。しかし、第43回研究会(令和3年4月13日)において、架空光ケーブルの調査対象として追加されたのは八戸三沢ビル・金沢松任ビルのみであり、当該対象追加が実体把</p>	<p>③ 接続料算定に用いる諸比率については、設備運営の実態を踏まえたコスト回収を行うため、レートベースの基となる固定資産価額と同様に実績を用いています。</p> <p>なお、当社の自己資本比率の水準については、電気通信役務の安定的な提供の確保のため、負債の返済を進めてきた結果であり、接続料算定の観点から資本調達方法を決定しているものではありません。</p> <p>また、光ケーブルの芯線使用率に係る実態把握の強化については、時系列での蓄積は引き続き進めていく考えですが、サンプルビルの拡大については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査には現場も含め稼働やコストがかかること ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、テレワークが推奨されており、現地調査に向かうことも制限すべき状況にあること <p>といった現況を踏まえ、今後の状況に鑑みて総合的に判断する必要があると考えます。</p> <p>(NTT 東日本・西日本)</p> <p>○ 光ファイバケーブルの未利用芯線の取り扱い議論</p>	<p>サンプル数の増加を検討するなどの実体把握の強化に向けた取り組みについては、引き続きNTT東日本・西日本において検討することが適当と考えます。</p>
---	---	---

<p>握の強化として十分とする理由の説明もなされていません。</p> <p>当該調査によって得られる情報は、「光ケーブルの未利用芯線」の取り扱い議論の基礎となる情報であり、当該情報をより幅広く蓄積していくことが極めて重要であることから、現時点における実態把握の強化に向けた取り組みの妥当性が検証されるべきことは勿論のこと、当該取り組みの実効性をより高める観点でも追加の取り組み、具体的にはサンプル数の更なる拡大と時系列での当該データの蓄積等が推進されるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>について、未利用芯線をレートベースから除外することは、自己設置事業者は未利用芯線つまり先行投資を含めたコストを実際に負担する一方、接続事業者はそれを含まないコストで設備を使うことになり、接続事業者を有利とするものと考えます。仮にそうなった場合、「自ら造る」よりも「NTT 東西殿から借りる」方が有利となり、NTT 東西殿以外の多数の自己設置事業者における投資インセンティブが減退するとともに、自己設置事業者と接続事業者との間の競争に歪みが生じる可能性があると考えます。</p> <p>2030年頃の通信ネットワークを見据えると、光ファイバ網には一層の高度化・信頼度向上が求められ、またネットワークダイバーシティによる通信インフラの強靱化も必要であることから、引き続き事業者間の設備競争を促進することは競争政策上の極めて重要な課題であると考えるところ、引き続き、設備競争を促進するには、「自己設置事業者」と「接続事業者」との間での公正な競争環境が整備され、設備事業者の設備投資インセンティブが確保されていることが重要であり、光ケーブルの未利用芯線の取り扱いについては、災害時のサービス維持や長期的なコスト抑制などの観点も含め、多角的</p>		
--	--	--	--

	<p>かつ慎重に検討することが必要と考えます。</p> <p>なお、弊社の光ファイバケーブルの未利用芯線は、新規ユーザへのサービス提供開始の迅速化や、道路工事等による電柱・光ケーブル移設工事や大規模災害発生時に迂回ルートを構築するために日々活用されているものであり、自己設置事業者が迅速・柔軟かつ高品質なサービスを提供・維持するために不可欠な資産です。また、光ファイバケーブルの設備コストそれ自体よりも空芯不足により追い張りが発生した場合の工事費の方が高額であることから、能率的な経営を目指す自己設置事業者は芯線利用率の向上のみを目指すのではなく、工事費を含めた設備構築・運用コスト全体の抑制を目指して設備を構築することになります。</p> <p>(株式会社オプテージ)</p>		
<p>意見17</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT東西において、ビル屋上に新規設置されるフレキシブルファイバについては、本年5月に接続約款の変更認可申請を行い、その他のフレキシブルファイバについても早期の接続メニュー化を実現する必要がある。接続約款の変更認可申請にあたっては、考え方について、利用事業者に早期に示し利用事業者と十分な協議機会を設けることを要望。 ● 接続料規則第3条における許可申請の中で示され 	<p>再意見17</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ビル屋上に新規設置されるフレキシブルファイバについては本年5月、その他のフレキシブルファイバについては準備が整い次第速やかに接続約款の変更認可申請を行うため、準備を進めているところ。また、接続メニューを決定するにあたり事業者様の意向も踏まえて決定する内容も存在し、協議を進めているところ。それぞれの詳細な状況を明らかにしつつ、設備の実 	<p>考え方17</p>	

<p>たNTT東日本・西日本の考えに賛同。ルーラルエリア向けフレキシブルファイバの検討についても、ビル屋上向けフレキシブルファイバと出来る限り同等の時期に接続化を実現し、またどちらも同等の扱いとなるよう、速やかに課題や検討スケジュールを明確化した上で議論を進めるべき。</p>	<p>態を踏まえた接続メニューの設定に向けて検討を進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 賛同意見（3者） ● フレキシブルファイバの制度についてはその適正性・公平性・透明性がより確実に担保されるだけでなく、加入光ファイバがより広範囲に整備されるように注意深く制度議論されることが必要。 ● 卸から接続になることで提供条件が明確になること自体は望ましい。フレキシブルファイバの制度化が都市部と地方の料金格差の固定化につながらないよう、引き続き検討することが必要。 ● ルーラルエリア向けのフレキシブルファイバの扱いについては、公正な設備競争環境の確保の観点から慎重な議論が必要。 		
<p>○ フレキシブルファイバについては、5G基地局の整備にあたって重要な役割を果たすことから、接続料の算定等に関する研究会で今後の対応が示されている通り、NTT東西においては、ビル屋上に新規設置されるフレキシブルファイバについては、本年5月に接続約款の変更認可申請を行い、その他のフレキシブルファイバについても早期の接続メニュー化を実現する必要があります。</p> <p>なお、接続約款の変更認可申請にあたっては、フレキシブルファイバを既に卸役務で提供を受けて</p>	<p>○ フレキシブルファイバの料金については、接続料の算定等に関する研究会にて示された方針を踏まえ、ビル屋上に新規設置されるフレキシブルファイバについては本年5月、その他のフレキシブルファイバについては準備が整い次第速やかに接続約款の変更認可申請を行うため、準備を進めているところです。</p> <p>接続メニューを決定するにあたり事業者様の意向も踏まえて決定する内容も存在することから、概</p>	<p>○ フレキシブルファイバについては、接続料の算定等に関する研究会において示された方針を踏まえ、NTT東日本・西日本において、以下のとおり対応する考えが接続料規則第3条における許可申請の中で示されました。</p> <p>① ビル屋上に新規設置さ</p>	<p>無</p>

<p>いる事業者が円滑に接続メニューへ移行できるように、移行時の費用の構成(既設設備区間、個別設備区間)がどのように変更されるのか、及び、負担方法についてどのような事業者でどのように費用按分されるのか等、考え方について、利用事業者に早期に示していただき利用事業者と十分な協議機会を設けていただくことを要望します。</p> <p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ 接続料規則第3条における許可申請の中で、研究会において示された方針を踏まえ、NTT東西殿より示された以下の考えに賛同します。</p> <p>① ビル屋上に新規設置されるフレキシブルファイバについては本年5月、その他のフレキシブルファイバについては準備が整い次第速やかに接続約款の変更認可申請を行う。</p> <p>② ビル屋上への設置に係る接続メニューの認可を受けた後、事業者より遅滞なく当該接続メニューへの移行の申込みが行われた場合には、臨時の措置として、本年4月1日から事業者が接続に移行するまでの間のビル屋上に設置されるフレキシブルファイバの卸料金と接続料相当の料金額の差額について遡って精算を行う。</p> <p>③ 本年4月1日以降、接続メニュー提供後は接続</p>	<p>算見積もりの要否のような事業者様の要望等も明らかにして頂くためにも協議を進めているところです。</p> <p>また、「ビル屋上向けフレキシブルファイバ」と「ルーラルエリア向けフレキシブルファイバ」の扱いについては、それぞれの詳細な状況を明らかにしつつ、設備の実態を踏まえた接続メニューの設定に向けて検討を進めていく考えです。</p> <p>(NTT 東日本・西日本)</p> <p>○ 各社意見に賛同します。</p> <p>テレワークの推進のためには FTTH サービスの整備率を高め、普及を促進していくことが必要です。その実現のためには全国あまねく地域に加入光ファイバが敷設されることが重要です。仮にフレキシブルファイバが加入光ファイバの代替手段として多用されると、地方や条件不利地域など比較的に経済基盤が弱い地域におけるインターネット環境整備が進まず、結果的にテレワークによる地方移住や地方人材の活用機会が失われます。フレキシブルファイバの制度についてはその適正性・公平性・透明性がより確実に担保されるだけでなく、加入光ファイバがより広範囲に整備されるように注意</p>	<p>れるフレキシブルファイバについては本年5月、その他のフレキシブルファイバについては準備が整い次第速やかに接続約款の変更認可申請を行う。</p> <p>② ビル屋上への設置に係る接続メニューの認可を受けた後、事業者より遅滞なく当該接続メニューへの移行の申込みが行われた場合には、臨時の措置として、本年4月1日から事業者が接続に移行するまでの間のビル屋上に設置されるフレキシブルファイバの卸料金と接続料相当の料金額の差額について遡って精算を行う。</p> <p>③ 本年4月1日以降、接続メニュー提供後は接続へ移行することを前提に</p>
--	--	--

<p>へ移行することを前提に卸役務として申し込まれたフレキシブルファイバについて、接続メニュー提供後に卸役務から接続へ移行する際には、新規に接続に申し込んだ場合と同程度の費用で移行できるよう必要最小限の負担となるように対応する。</p> <p>一方で、第42回研究会(令和3年2月24日)において示された方針に、「5G基地局整備がまさに進められている中で、その提供までの期間を徒に延ばすことは、適切でないことから、検討は速やかに行われることが必要」とされ、「遅くとも本研究会において報告書のとりまとめに向けた議論が行われる予定の本年5月末までに総務省に報告を求め」との記載があることに鑑みれば、ビル屋上に新規設置されるフレキシブルファイバ(以下、「ビル屋上向けフレキシブルファイバ」といいます。)以外(以下、「ルーラルエリア向けフレキシブルファイバ」といいます。)の検討についても、ビル屋上向けフレキシブルファイバと出来る限り同等の時期に接続化を実現し、上記②及び③の対応を含め、ビル屋上向けフレキシブルファイバとルーラルエリア向けフレキシブルファイバが同等の扱いとなるよう、速やかに課題や検討スケジュールを明確化した上で議論を進めるべきと考えます。</p>	<p>深く制度議論されることが必要です。 (一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会)</p> <p>○ 左記意見のとおり、ルーラルエリア向けフレキシブルファイバの接続メニュー化の検討についても、フレキシブルファイバを既に卸役務で提供を受けている事業者が円滑に接続メニューへ移行できるように、移行時の費用の構成(既設設備区間、個別設備区間)がどのように変更されるのか、及び、負担方法についてどのような事業者でどのように費用按分されるのか等、考え方について、利用事業者に早期に示していただく必要があります。その上で、利用事業者と十分な協議機会を設けて速やかに課題や検討スケジュールを明確化した上で議論を進めるべきと考えます。 (KDDI株式会社)</p> <p>○ KDDI 殿の意見に賛同します。 ビル屋上に新規設置されるフレキシブルファイバ、その他のフレキシブルファイバともに、早期の接続メニュー化に向けて迅速な検討が必要です。一方で、第42回研究会(令和3年2月24日)において</p>	<p>卸役務として申し込まれたフレキシブルファイバについて、接続メニュー提供後に卸役務から接続へ移行する際には、新規に接続に申し込んだ場合と同程度の費用で移行できるよう必要最小限の負担となるように対応する。</p> <p>○ NTT東日本・西日本においては、関係事業者等の意見・要望を十分に考慮しながら、ビル屋上に新規設置されるフレキシブルファイバについては本年5月、その他のフレキシブルファイバについては準備が整い次第速やかに接続約款の変更認可申請を行うことが必要であると考えます。</p> <p>○ また、総務省においては、接続約款の認可プロセ</p>
---	--	--

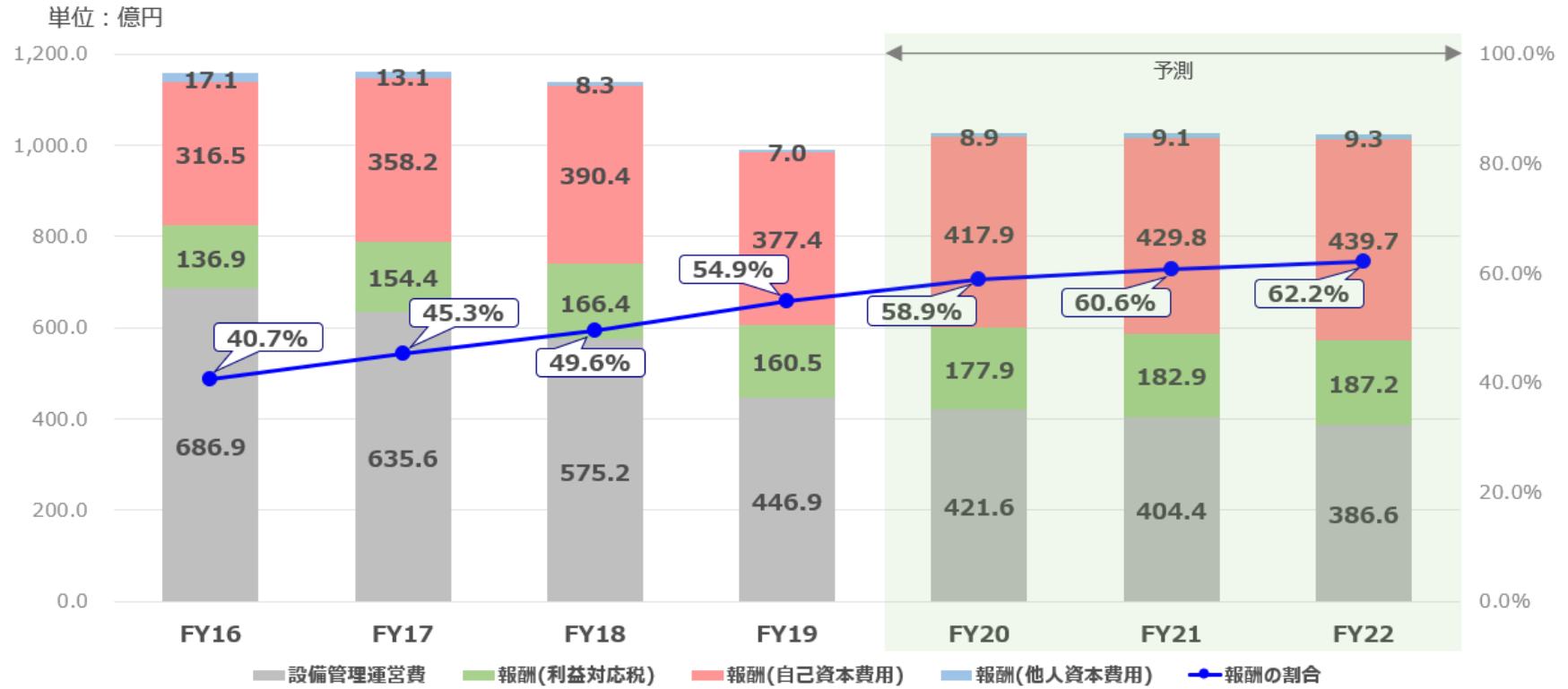
<p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>示された方針に、「ビル屋上及びルーラルエリアともに、接続メニューの検討に当たっては、接続事業者の要望を踏まえることが重要であると考えられることから、各社から、接続メニューとして利用する場合に求める条件として示された要望を踏まえた検討が必要」との記載があることに鑑みれば、KDDI殿の意見にもあるように、利用事業者と十分な協議機会を設けたうえで、利用事業者の要望を踏まえた接続メニューを検討すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ フレキシブルファイバについても、卸から接続になることで提供条件が明確になること自体は望ましいことと考えます。</p> <p>なお、光ファイバが地方における国民生活の重要なインフラであることは全国どこでも変わりません。都市部と人口が少ない地域で光ファイバの利用料に差が生じることは、地方の振興にとって悪影響になることから、フレキシブルファイバの制度化が都市部と地方の料金格差の固定化につながらないよう、引き続き検討することが必要です。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>ス等を通じて、NTT東日本・西日本において、上記の対応が適切に行われているか等を確認していくことが適当であると考えます。</p>	
---------------------	---	---	--

	<p>○ ルーラルエリア向けのフレキシブルファイバの扱いについては、公正な設備競争環境の確保の観点から以下の点に留意し、慎重な議論が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フレキシブルファイバは、携帯電話事業者等(以下、MNO という)に対し、既設設備が存在しないエリア等において、個別設備を設置し、既設設備区間の設備と組み合わせて伝送路設備等を提供するサービスであり、MNO は既存設備が存在しないエリア等に対して、NTT 東西殿から借りる、自社で構築する、NTT 東西殿以外の自己設置事業者から借りるといった複数の選択肢の中から選択可能であること ・ 自己設置事業者の既存設備が存在しないエリア等は各社が経済性等の合理的判断から投資をしておこなったエリアであることから、MNO によるニーズが発生した場合、投資回収はもとより事業性についても考慮が必要であること ・ 未整備の山間地域等、新規構築するにあたりどの事業者が構築しても同様の負荷がかかることが明らかなエリアが存在すること <p>(株式会社オペテージ)</p>		
--	--	--	--

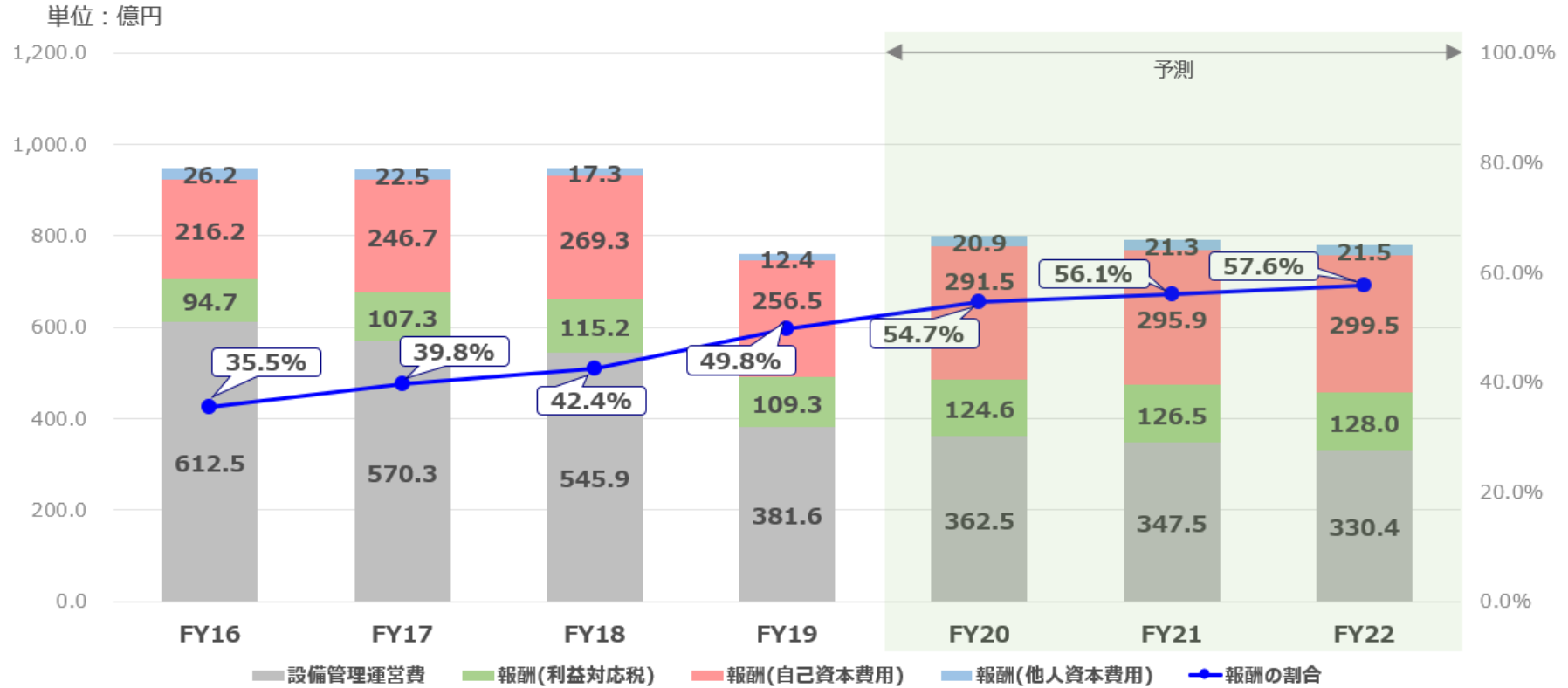
意見18 ▲ テレワークの需要が急増しており、テレワークに必要な安定通信が行える固定回線が安価に利用できるようになる事がテレワーク化を推進するきっかけとなる。 1 芯線あたり4ユーザ収容の場合のコストを令和3年度申請接続料8ユーザ収容の場合のコストに近づければ回線原価が下がり、通信料金の大幅引き下げが可能。	再意見18	考え方18	
<p>○ 現在の情勢下でテレワークの需要が急増しており、テレワークに必要な安定通信が行える固定回線が安価に利用できるようになる事はテレワークに消極的な企業がコスト面からテレワーク化を推進するきっかけとなる。</p> <p>光回線通信料金を引き下げる為に分岐端末回線を将来原価方式での算定で値下げを図り1芯線あたり4ユーザ収容の場合のコストを令和3年度申請接続料8ユーザ収容の場合のコストに近づければ回線原価が下がり、通信料金の大幅引き下げが可能となると思われます。</p> <p>(個人A)</p>		<p>○ テレワークを推進する観点からも、電気通信事業分野の公正競争を確保することにより、低廉かつ多様な通信サービスが提供されることが重要であると考えます。</p>	無

意見16 <参考1> (ソフトバンク株式会社)
 加入光ファイバ接続料原価に占める報酬の割合*

【NTT東日本殿】



【NTT西日本殿】



*情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会(第102回)配布資料より当社作成
 ただし、FY19はNTT東西殿「網使用料算定根拠 加入光ファイバ」より当社作成

3 実績原価方式に基づく令和3年度の接続料改定等

(■：NTT東日本・西日本からの意見 ●：NTT東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲：個人からの意見)

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見19</p> <p>● 中継ダークファイバの需要は引続き減少傾向だが、ネットワークの基幹を担う設備であり、接続料の変動による接続事業者の事業への影響は甚大であることに鑑みれば、中長期的な需要の見込値を開示すべき。また、需要の増減実績について、自身の施策の影響と接続事業者の需要の影響を切り分けて毎年度情報を開示すべき。</p>	<p>再意見19</p> <p>■ 中継ダークファイバの需要増減は、毎年必ずしも一定の規模で実施できるものではなく、地域間の偏在の状況等も含むその時々の使用状況等を踏まえ、装置毎に適宜判断して実施しているものであり、中長期的に計画をしているものではない。なお、10月末（再計算報告時）の事前開示や、接続料の変動に大きく影響する施策を実施する場合などには、当該事前開示を待たずに情報提供を行うなどできる限り早期の情報開示を行っていく。</p> <p>● 賛同意見（3者）</p> <p>● NTT東・西が、今後、中継ダークファイバの接続料原価に影響を及ぼす可能性のある施策を実施する場合には、接続料原価の予測に資する情報として、情報を継続的に開示し、他にも、接続料原価に大幅な変動が生じる可能性がある場合には、事前に詳細な情報を接続事業者を開示することを要望。</p>	<p>考え方19</p>	<p></p>
<p>○ 中継ダークファイバの需要(芯線長)は引続き減少傾向ですが、その要因については、令和3年度接続料改定に係るNTT東西殿主催の説明会にお</p>	<p>○ 加入者交換機等のスリム化や芯線集約を含め、中継ダークファイバの需要増減は、当社利用部門及び接続事業者様のトラフィック等の需要増減に対応し</p>	<p>○ 通信路設定伝送機能等のレガシー系設備に係る接続料に関する情報の事前開示</p>	<p>無</p>

<p>いて、PSTNマイグレーションや音声トラヒックの減少等に伴う、加入者交換機の減少・中継パスの減少が生じているため、との説明がありました。</p> <p>需要の減少が今後も継続する場合、接続料が大きく上昇することが懸念されます。</p> <p>昨年度の意見募集における弊社意見のとおり、中継ダークファイバは接続事業者がNTT東西殿の收容局内に設置している伝送設備等を繋ぐネットワークの基幹を担う設備であり、接続料の変動による接続事業者の事業への影響は甚大です。こうした状況に鑑みれば、NTT東西殿は、中継ダークファイバに関する自身の計画として見えている範囲で、中長期的な需要の見込値を開示すべきと考えます。</p> <p>また、上記のとおり、中継ダークファイバについては接続事業者のネットワーク構築の面では依然として需要が高いものと認識しており、接続事業者側でもより詳細に需要の傾向を把握し予見可能性を確保する観点から、NTT東西殿においては、需要の増減実績について、自身の施策の影響と接続事業者の需要の影響を切り分けて毎年度情報を開示すべきと考えます。</p>	<p>たものであるため、毎年必ずしも一定の規模で実施できるものではなく、地域間の偏在の状況等も含むその時々の使用状況等を踏まえ、装置毎に適宜判断して実施しているものであり、当社においても中長期的に計画をしているものではありません。</p> <p>なお、当社は、接続事業者様の予見性を高める観点から、これまで行っている原価・需要等の10月末(再計算報告時)の事前開示や、接続料の変動に大きく影響する施策を実施する場合などには、当該事前開示を待たずに情報提供を行うなどできる限り早期の情報開示を行っていく考えです。</p> <p>(NTT 東日本・西日本)</p> <p>○ ソフトバンク殿意見に賛同します。</p> <p>当協会の会員にも、中継ダークファイバを利用して事業を展開している事業者が多数あります。接続料の低廉化に加え、その予見性確保の観点から、需要の見通しについて詳しく公表することを要望します。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p> <p>○ 中継ダークファイバは接続事業者が NTT 東西殿</p>	<p>については、毎年10月末に翌年度適用接続料の見込みが開示されているほか、中長期的な接続料原価の推移予測に資する情報として、平成28年の本審議会の答申^{*1}を踏まえて総務省からNTT東日本・西日本に対して行われた要請^{*2}を受け、NTT東日本・西日本から、平成28年10月31日に、専用線ノード装置等に係る平成25年度から平成28年度までの設備更改の実施スケジュール及び平成24年度から平成27年度までの専用線に係る接続料原価の実績推移が開示されたところと承知しています。</p> <p>○ また、通常予想される傾向と全く異なる金額の変動が生じる可能性がある場合には、接続事業者に対し、例えば申請接続料に係る事業者向け説明会^{*3}の機会を捉えて</p>
---	--	--

<p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>の収容局内に設置している伝送設備等を繋ぐネットワークの基幹を担う設備であり、接続料の変動による接続事業者の事業への影響が甚大であることから、NTT 東・西は中長期的な需要の見込値を開示すべき、との左記の意見に賛同致します。</p> <p>例えば、NTT 東・西が、PSTN マイグレーション等に伴う加入者交換機間のスリム化による芯線の集約や老朽化したケーブルの撤去等、今後、中継ダークファイバの接続料原価に影響を及ぼす可能性のある施策を実施する場合には、接続料原価の予測に資する情報として、「専用ノード装置等の更改に係る見通し」と同様の情報を継続的に開示いただき、他にも、接続料原価に大幅な変動が生じる可能性がある場合には、事前に詳細な情報を接続事業者の開示いただくことを要望いたします。</p> <p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ ソフトバンク意見に賛同します。</p> <p>当社の設備を結ぶ回線にも中継ダークファイバを多用していますので、接続料が大きく変動すれば収支への影響は甚大です。</p> <p>光ファイバの接続料において、NTT東西自身が利</p>	<p>予想される将来変動に関する補足説明を行うなどの方法により、できる限り早期の情報開示が行われることが望ましいことから、総務省からNTT 東日本・西日本に対してその旨の要請^{*4}がなされたものと承知しています。</p> <p>○ NTT東日本・西日本においては、PSTNマイグレーション等に伴う影響を踏まえた中継ダークファイバの需要に係る今後の見通しについて、これまでの要請の趣旨を踏まえ、接続料の変動に大きく影響する施策を実施する場合などには、10月末(再計算報告時)の事前開示を待たず情報提供を行うなどできる限り早期の情報開示を行うことが適当と考えます。</p> <p>※1 平成28年3月31日付け情 郵審第19号</p>	
---------------------	---	---	--

	<p>用している芯線数は大きな影響を与えると思いますので、ソフトバンク意見にある通り、需要の見込みを開示していただきたいと考えます。</p> <p>(EditNet株式会社)</p>	<p>※2 平成28年3月31日付け総基料第52号</p> <p>※3 説明会については、平成30年3月23日付け総基料第64号及び平成13年9月5日付け総基料第315号により開催が要請されている。</p> <p>※4 令和元年6月21日付け総基料第38号</p>	
<p>意見20</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ドライカップ回線の需要が減少し続けていることに鑑みれば、指定設備管理運営費はそれに応じて削減可能なコストと考えられるため、引き続きコスト削減に努めるべき。 ● また、ドライカップ回線の需要は引き続き減少が見込まれることから、利用見込みが無くなった資産については継続的に減損処理を実施すべき。 	<p>再意見20</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ドライカップの費用は、当社が9割以上を負担するものでもあり、当社としても引き続き費用削減及び効率化に努める考え。 ケーブル単位で保守を実施するため、必ずしも需要の減少に連動して設備管理運営費が減少するものではない。 ■ 今後のメタルケーブルの減損処理については、メタルケーブルの利用状況等を踏まえつつ、財務会計の適正化の観点から、必要に応じて対応を進めていく考え。 	<p>考え方20</p>	
<p>○ NTT東日本殿エリアにおいては、令和元年房総半島台風等の影響もあるものの、NTT東西殿ともにドライカップの指定設備管理運営費の減少が、これまでの傾向からすると鈍化しました。</p>	<p>○ ドライカップの費用は、当社が9割以上を負担するものでもあり、当社としても引き続き費用削減及び効率化に努める考えです。 ドライカップの設備管理運営費について、需要の減少傾向は継続すると想定されますが、ケーブル</p>	<p>○ NTT東日本・西日本において、メタル回線コストの更なる適正化の観点から引き続き適切に対応することが重要と考えます。</p>	<p>無</p>

<p>ドライカップ回線の需要が減少し続けていることに鑑みれば、指定設備管理運営費はそれに応じて削減可能なコストと考えられるため、NTT東西殿においては引続きコスト削減努力に努めるべきと考えます。</p> <p>また、昨年度の意見募集における弊社意見のとおりに、ドライカップ回線の需要は引続き減少していくことが見込まれることから、利用見込みが無くなった資産についてはNTT東西殿において毎年度検討の上、継続的に減損処理を実施すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>単位で保守を実施するため、必ずしも需要の減少に連動して設備管理運営費が減少するものではありません。</p> <p>なお、今後のメタルケーブルの減損処理については、メタルケーブルの利用状況等を踏まえつつ、財務会計の適正化の観点から、当社として必要に応じて対応を進めていく考えです。</p> <p>(NTT 東日本・西日本)</p>		
<p>意見21</p> <p>● 電気料がコロケーション費用に与える影響は極めて大きい一方で、現状の早期開示では一部の電力会社エリアの傾向しか掴めず、予見性確保という観点ではまだ情報が不足しているため、電力会社エリアごとに、現行のスケジュール通り、電気料やコロケーション費用のビル別単価の早期開示を積極的に行うべき。</p>	<p>再意見21</p> <p>■ これまで、コロケーション費用の速報値として、特定エリアにおけるビル毎の設備保管料および設備使用料を、例年1月に開示し、追加の取組みとして、電気料の試算値等の開示を実施することで、更なる予見性確保に努めてきた。</p> <p>電気料の試算値については、更なる予見性確保に繋げるため、エリア別の増減傾向の差異の有無にかかわらず、電力会社エリアごとに開示していく。</p> <p>コロケーション費用のビル別単価については、算定に多大な時間を要すること等を踏まえると、これ以上の対象ビル拡大や開示時期の前倒しは困難。</p>	<p>考え方21</p>	

<p>○ 平成30年度接続料に係る情報通信行政・郵政行政審議会答申書(平成30年5月25日)において、NTT東西殿に対し、コロケーション費用の予見性向上のための取り組みについて、更に改善の余地が無いのか検討すべきとされ、これに基づき要請が行われました。これを受けて、NTT東西殿より令和3年度のコロケーション費用に係る予見性確保の取り組みとして、NTT東日本殿エリアでは東京・神奈川、NTT西日本殿エリアでは大阪・愛知に限定して、電気料(10月下旬)、コロケーション費用のビル別単価(12月下旬(主要エリアの数ビル))等の早期開示が行われています。</p> <p>昨年度の意見募集において、弊社からは「NTT東西殿は電力会社エリアごとに、現行のスケジュール通り、電気料やコロケーション費用のビル別単価の早期開示を行うべき」と意見を行い、NTT東西殿からは電気料の試算対象エリアの拡大等を検討する考えが示されました。</p> <p>しかしながら、令和3年度のコロケーション費用に係る早期開示においても、これまでどおりNTT東日本殿エリアでは東京・神奈川、NTT西日本殿エリアでは大阪・愛知に限定した開示となりました。</p>	<p>○ これまで、接続事業者様の予見性確保の観点から、2003年度より、コロケーション費用の速報値として、東京・神奈川エリアにおけるビル毎の設備保管料(スペース料・電気料)、および、設備使用料(電力設備・空調設備等)を、例年1月に開示しているところ。</p> <p>また、接続事業者様のご要望にお応えする追加の取組みとして、2018年度より10月に電気料の試算値開示、更に2019年度より10月に設備使用料の算定に用いる設備管理運営費比率の開示、12月にコロケーション実績の多いビルの設備保管料(スペース料・電気料)、および、設備使用料(電力設備・空調設備等)の開示を実施することで、更なる予見性確保に努めてきたところです。</p> <p>10月に開示する電気料の試算値については、昨年度のエリア拡充のご要望を踏まえ、開示対象エリアの拡大を試算値の算出時に検討した結果、既存開示エリア(東京・神奈川)と同様の増減傾向であったことから、今年度の開示においては既存開示エリアでの開示としています。</p> <p>しかしながら、今般、改めてエリア拡充のご要望をいただいたことを踏まえ、接続事業者様の更なる予</p>	<p>○ コロケーション費用の予見性向上については、更に改善の余地がないか検討を進めるよう、総務省からNTT東日本・西日本に対して要請※がなされ、当該要請を踏まえて同社において、2018年度より10月に電気料の試算値開示、更に2019年度より10月に設備使用料の算定に用いる設備管理運営費比率の開示、12月にコロケーション実績の多いビルの設備保管料(スペース料・電気料)、および、設備使用料(電力設備・空調設備等)の開示等の追加の取組が行われたものと承知しています。</p> <p>○ また、NTT東日本・西日本において、試算する電気料の試算対象エリアの拡大等について、エリア別の増減傾</p>	<p>無</p>
---	---	---	----------

<p>昨年度の意見募集における弊社意見のとおり、電気料がコロケーション費用に与える影響は極めて大きい(費用全体の半分程度を占める)一方で、現状の早期開示では一部の電力会社エリアの傾向しか掴めず、予見性確保という観点ではまだ情報が不足しているため、上記要請も踏まえたうえで、NTT東西殿は電力会社エリアごとに、現行のスケジュール通り、電気料やコロケーション費用のビル別単価の早期開示を積極的に行うべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>見性確保に繋げるため、エリア別の増減傾向の差異の有無にかかわらず、電力会社エリアごとに開示していく考えです。</p> <p>なお、コロケーション費用のビル別単価については、需要の高い主要エリアから、算定の優先順位を上げることで早期開示を実現しており、東日本エリアの対象約2,100ビル毎の算定には多大な時間を要することや現行スケジュールを踏まえると、これ以上の対象ビル拡大や開示時期の前倒しは困難です。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ これまで、接続事業者様の予見性確保の観点から、2003年度より、コロケーション費用の速報値として、大阪・愛知エリアにおけるビル毎の設備保管料(スペース料・電気料)、および、設備使用料(電力設備・空調設備等)を、例年1月に開示しているところです。</p> <p>また、接続事業者様のご要望にお応えする追加の取組みとして、2018年度より10月に電気料の試算値開示、更に2019年度より10月に設備使用料の算定に用いる設備管理運営費比率の開示、12</p>	<p>向の差異の有無にかかわらず、電力会社エリアごとに開示していく考えが示されたところであり、総務省においては当該取組を注視していくことが適当と考えます。</p> <p>※平成30年5月25日付け総基料第109号</p>	
---	--	--	--

	<p>月にコロケーション実績の多いビルの設備保管料(スペース料・電気料)、および、設備使用料(電力設備・空調設備等)の開示を実施することで、更なる予見性確保に努めてきたところです。</p> <p>10月に開示する電気料の試算値については、昨年度のエリア拡充のご要望を踏まえ、開示対象エリアの拡大を試算値の算出時に検討した結果、既存開示エリア(大阪・愛知)と同様の増減傾向であったことから、今年度の開示においては既存開示エリアでの開示としています。</p> <p>しかしながら、今般、改めてエリア拡充のご要望をいただいたことを踏まえ、接続事業者様の更なる予見性確保に繋げるため、エリア別の増減傾向の差異の有無にかかわらず、電力会社エリアごとに開示していく考えです。</p> <p>なお、コロケーション費用のビル別単価については、需要の高い主要エリアから、算定の優先順位を上げることで早期開示を実現しており、西日本エリアの対象約2,700ビル毎の算定には多大な時間を要することや現行スケジュールを踏まえると、これ以上の対象ビル拡大や開示時期の前倒しは困難です。</p>		
--	--	--	--

<p>意見22</p> <ul style="list-style-type: none"> ● PPPoE方式の網終端装置のデータ設定工事の工事費について、網終端装置は台数も多く、工事の種類も概ねパターン分けが可能であるため、工事のパターンごとに金額を定めて欲しい。 ● 工事の申し込みについてExcelのフォームからwebフォームに変更されたことによる作業時間の軽減を反映した接続料が設定されることを期待。 	<p>(NTT西日本)</p> <p>再意見22</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 網終端装置の工事については、工事の内容が多岐に亘り、ISP事業者の状況等によっても大きく作業時間が変動するものであるため、実費の適用としている。 今後、料金額目安の開示内容の見直し等、更なる予見性向上の取り組みについて検討を行っていく。 ■ 作業効率化等によって作業時間が減少した場合は、その状況を工事費に反映している。 ● 賛同意見（1者） 	<p>考え方22</p>	
<p>○ PPPoE方式の網終端装置の新設や設定変更のときに必要なデータ設定工事(フレッツの対応プランの変更、認証設定の変更など)の工事費は、現在2-3の算出式により作業単金をもとに計算されていますが、同じ台数の網終端装置に設定工事を依頼しても工事費に大幅な開きがあるなど、接続事業者側から事前に予見が難しく、非常に使い勝手の悪い制度になっています。</p> <p>NTT東日本の場合、Excelのフォームを送ると事前に概算を出してくれるサービスもありますが、回答までに2週間程度かかり、しかも実際に工事を依頼したら概算額の4分の1で済んでしまう事例もありました。</p>	<p>○ 網終端装置の工事については、ISP事業者様のご要望により実施する工事の内容が多岐に亘り、さらに当社だけではなくISP事業者様の装置の設定状況等によっても大きく作業時間が変動するものであるため、実費の適用としているところです。</p> <p>上述のとおり当該工事費の精緻な予測は容易ではないものの、これまでも、要望のあるISP事業者様に対して概算額提示や、接続事業者向けホームページへの1工事あたりの料金額目安の開示によって、予見性の確保に努めてきたところです。今後も上記の料金額目安の開示内容の見直し等、ISP事業者様の意見を伺いながら更なる予見性向上の取り組みについて検討を行っていく考えです。</p>	<p>○ NTT東日本・西日本において、工事料金額目安の開示内容の見直し等、ISP事業者の意見を踏まえ更なる予見性向上の取り組みを検討する旨の考えが示されており、総務省においては網終端装置の工事費の類型化の検討も含めその状況を注視し、必要に応じフォローしていくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

<p>費用を見積もるのが難しいのは当社だけではないことがよくわかりましたが、これでは工事を申し込む際に毎回不要な心配をしなければなりません。</p> <p>網終端装置は台数も大変多く、工事の種類も概ねパターン分けが可能ですので、ルーティング番号関連の工事費のように、工事のパターンごとに金額を定めていただきたいと思います。</p> <p>また、工事の申し込み方法も以前は大変詳細なExcelのフォームを作成して送っていたところ、現在はwebフォーム(独特な操作系のコツをつかみさえすれば大変使いやすいwebフォーム)で申し込めるため、NTT、接続事業者双方の負担が軽減されていると思います。それを反映した工事料を設定されることが期待されます。</p> <p>(EditNet株式会社)</p>	<p>また、当社の作業効率化等によって作業時間が減少した場合は、その状況を反映した工事費を負担いただいております。</p> <p>(NTT 東日本・西日本)</p> <p>○ 網終端装置の工事については、装置の台数が非常に多く、類型化が可能なものが多いと思われますので、工事費を接続事業者側でも事前に計算できる制度にすることを要望します。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>		
<p>意見23</p> <p>● 接続約款に定められている加入DF、局内DF及びコロケーションに関する提供納期に遅延が発生している。当該納期の指標に対して適切な対応が取られているかについての検証が必要。コロナ禍という事情を考慮しても、遅延状況が悪化してきており、それに伴い理解を得られないケースも増加しお客様対応に支障が生じている。</p>	<p>再意見23</p> <p>■ 今後、稼働逼迫エリアへの稼働支援体制の更なる拡大等の改善策について、意見・要望を聞きながら検討を実施し、需要に最大限対応していきけるように取組みを強化していく。また、提供可能時期の回答や工事完了までに長期間を要することが想定される場合等には、情報提供を行っているところであり、今後も引き続き情報提供に努めていく。</p>	<p>考え方23</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ● 納期の遅れに関するお客様対応についてはNTT東西からの要請に従い、接続事業者にてNTT名を出すことなくお客様対応を行っているが、光卸では顧客対応にNTT名を出すことについて、比較的寛容な扱いをされている可能性があり、光卸と比較して合理的な理由が存在するかについて確認が必要。 ● 接続事業者からは年間の工事計画等を提出しているものの、昨年より加入ダークファイバ（SS、SA）の一部エリアを中心に、従来よりも工事の予約が取り辛い状況。 ● 加入DF・局内DF・コロケーションの各工事について、需要を予測した稼働の手配等が適切に行われているかについて、検証が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ お客様対応については、当社名を出すことを含め、接続・卸による差異はない。 ● 一時的な工事の輻輳などがある場合も、地域別、時期別の予約状況などを公表し、納期の「見える化」を進めるべき。光回線の工事納期の短縮と、十分な情報提供を図っていただくよう要望。 ● 光回線の開通の納期短縮を要望。その実現までの間、工事の混雑状況などを積極的に公開することを要望。 ● PPPoE接続の網終端装置の工事でも、大きな遅れが生じている。 ● 約款規定の期日での対応が可能となる体制を構築することが必要。また、総務省においても状況を注視いただくとともに、必要に応じて適時適切に対処を行うことが適当。 ▲ ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社は自身が行っている引き込み工事の対応力を上回る過剰な「不当営業」を即座に停止すべき。 		
<p>○ NTT東西殿の企業努力による更なる効率化・費用削減の結果により、接続料の低減に寄与頂いている事を歓迎致します。</p> <p>一方で現在、接続約款に定められている加入DF、局内DF及びコロケーションに関する提供納期に遅延が発生している状況があり、NTT東西殿に</p>	<p>○ これまで当社は、接続事業者様からのお申込みに対し、工事協力会社との連携のもと、工事枠の拡大等に取り組むと共に、接続事業者様にも申込時期の分散や平準化に向けたご協力をいただくことで、全てのお申込みに円滑に対応できるよう努めてまいりました。</p>	<p>○ 加入光ファイバ、局内光ファイバ及びコロケーションの提供納期の遅延については、接続事業者のサービス提供に大きな影響を与える問題であると考えます。</p> <p>○ この点、NTT東日本・西日</p>	<p>無</p>

て広範囲に工事に関連した課題が生じている様に推察されます。

* 加入DFは接続約款に提供可能時期を3週間以内に回答するとの定めがあるものの遅延が見られ、申込から工事可能となるまでに数か月かかるケースが増加しております。同様に局内DFは両端確定から提供開始までの時期を1.5か月と定められておりますが、遅れが見られる状況です。

こうした工事の遅れが継続する場合には、NTT東西殿の利用部門を含め、事業者を問わずサービス開通に遅れが出る為、開通工事をお待ちいただくお客様に対する影響は甚大です。

NTT東西殿の工事に関するオーダー流通の効率化や業務拠点の集約化など、業務効率化の取組が納期に影響を与えていないか等につきましては事業者から確認をする手段がない事から、納期の指標に対して適切な対応が取られているかについての検証が必要な状況と考えます。コロナ禍という事情を考慮しても、遅延状況が悪化してきている様に見えており、それに伴いご理解を得られない

近年においては、これまでの光サービス提供事業者様における光ファイバ利用に加え、モバイル事業者様における5Gのエリア拡大に伴う基地局展開により、光ファイバや局舎の利用が増加してきておりますが、昨今のコロナ禍でのリモートワーク促進等に伴う光ブロードバンドサービスの需要増が重なり、当社設備の利用が一段と拡大してきております。こうした中、加入ダークファイバ・局内ダークファイバ・コロケーションの申込増や短期間における大量な申込の集中などが見られ、更にはコロナ禍・緊急事態宣言下において工事及びその他の工程における稼働確保が困難であったこと等に起因した稼働逼迫も加わり、提供可能時期の回答や工事完了までに長期間を要するケースが発生している状況です。

このため当社としては、今後、例えば、稼働逼迫エリアへの稼働支援体制の更なる拡大、工事日を即時取得できていないオーダーについて接続事業者様とも連携した柔軟な対応による即時取得の実現、接続事業者様による工事枠の最短取得可能日の前倒しによる工事枠(工事日直前にキャンセルされた工事枠等)の更なる有効活用、早期回答に向けた業務フローの更なる見直し等の改善策につい

本において、取組の強化及び引き続き情報提供に努める旨の考えが示されたところですが、現状の工事遅延の事実関係及び問題の所在を総務省において把握・検証した上で、必要な対応について検討していくことが適切と考えます。

○ このため、総務省からNTT東日本・西日本に対し、加入光ファイバ、局内光ファイバ及びコロケーションそれぞれについて、工事遅延の実態及び理由並びに需要の予測の方法及び予測した需要を踏まえた対応等について、総務省に報告するよう、要請することが適切であると考えます。(要請)

<p>いケースも増加しお客様対応に支障が生じている状況です。</p> <p>この納期の遅れに関するお客様対応につきましてはNTT東西殿からの要請に従い、接続事業者にてNTT名を出すことなくお客様対応を行っておりますが、事業者への遅延理由などの説明がないまま提供可能時期が二転三転するケースが一定数存在し、十分な説明が出来ず対応に苦慮しております。</p> <p>光卸と接続では、お客様対応を行う責任が役務を行う事業者にある点で同じと考えますが、光卸では顧客対応にNTT名を出すことについて、比較的寛容な扱いをされている可能性がございます。接続事業者に対してのNTT名を出さない様にとの要請について、光卸と比較して合理的な理由が存在するかについて確認が必要と考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <p>○ 工事費には、接続約款で定められた期間やルールに沿って工事を適切に実施して頂くための関連コストが含まれていると理解しておりますが、昨年より加入ダークファイバ(SS、SA)の一部エリアを中心に、NTT東西殿の工事枠につきまして、従来よりも</p>	<p>て、接続事業者様のご意見・ご要望をお聞きしながら検討を実施し、引き続き、申込時期の分散や平準化に向けたご協力もいただきつつ、接続事業者様の需要に最大限対応していけるように取組みを強化していく考えです。</p> <p>なお、体制を拡大するには、市場環境の変化が激しい中、当社のみで正確に需要を予測することは困難であり、当社側の体制をそれに対応して拡大することは必ずしも容易ではなく、そのためには中長期的な人員の採用・育成が必要となり、その体制の維持にも相応のコストが発生することから、効率的な業務運営にも十分配慮する必要があると考えます。</p> <p>また、提供可能時期の回答や工事完了までに長期間を要することが想定される場合等には、事業者様向けホームページ等で事業者様に全体周知をさせていただくとともに、必要に応じて個別の協議等も実施し、接続事業者様に情報提供を行っているところであり、今後も引き続き情報提供に努めていく考えです。</p> <p>なお、提供可能時期については、設備状況や社外との調整によって変更になる場合は一定あります</p>		
---	---	--	--

<p>予約が取り辛い状況にあります。接続事業者からは年間の工事計画等を提出しているものの需要に追い付いていない様に推察されます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <p>○ 現在、コロケーションに関する手続きの納期(自前工事申込から工事着手可能までの時期は電源設備改修が無い場合は1か月と約款に規定)に於いて広範囲に遅延が発生しております。NTT東西殿の工事や設計で全般的に課題が生じている様に推察されます為、加入DF・局内DF・コロケーションの各工事について、需要を予測した稼働の手配等が適切に行われているかについて、検証が必要な状況と考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>が、そのような場合には事業者間で情報連携を図らせていただいております。</p> <p>また、事業者様が提供するサービスに関するお客様対応を当該事業者様の責任において実施する点については、当社名を出すことを含め、接続・卸による差異はありません。仮に、事業者様が提供するサービスについてお客様より当社にお問い合わせいただいたとしても、当社窓口では適切な対応をしかねることから、事業者様にてお客様対応をされる際に当社名をお出しいただくと、却ってお客様の混乱を招くおそれがあるものと考えております。 (NTT 東日本・西日本)</p> <p>○ 当協会の会員も含め多くの事業者から、光回線の慢性的な開通遅延について報告が寄せられています。光回線は国民生活に欠かせないインフラであることから、申し込んだらすぐに利用できることが不可欠です。</p> <p>仮に一時的な工事の輻輳などがある場合も、地域別、時期別の予約状況などを公表し、納期の「見える化」を進めるべきであると考えます。これにより、</p>		
---	--	--	--

	<p>国民への説明とあわせ、他事業者や自治体、総務省での検証が進むことが期待されます。</p> <p>今年(2021年)の3月から5月にかけては、NTT西日本のIRU地域において、NTT側のシステム更改に伴って光ファイバの新規開通が一時中断しました。これにより住民の生活に深刻な影響が生じ、鹿児島県内7市町と当協会の連名で改善を要望する事態となりました。</p> <p>NTT東西には、光回線が国民生活に必須のインフラであることを再認識いただき、光回線の工事納期の短縮と、十分な情報提供を図っていただくよう要望します。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p> <p>○ SNC意見において、光回線の納期について不満が示されていますが、当社のカスタマサービスセンタにおいても、お客さまからフレッツ回線の開通が遅いという声が寄せられています。</p> <p>インターネット接続は国民の毎日の生活に必要な不可欠であり、加えて現在の感染症禍により在宅勤務によるweb会議などが増加し、回線容量と安定性の点で優れている固定光回線への期待が寄せられて</p>		
--	--	--	--

	<p>います。</p> <p>現場で作業に当たる通建業者の皆さんの安全が第一ではありますが、一方で光回線も電気や水道と同じように、急な引っ越しなどでもすぐに使えることが大変重要です。</p> <p>光回線の開通の納期短縮を要望しますが、その実現までの間、工事の混雑状況などを積極的に公開することで、利用者の理解を得ることと、他事業者や総務省による検証をできるようにしていただきたいと考えます。</p> <p>(EditNet 株式会社)</p> <p>○ SNC 意見で示された、加入 DF、局内 DF、コロケーションに加えて、PPPoE 接続の網終端装置の工事、それも新設ではなくデータ設定工事(IP アドレスなどの設定を変更する工事)でも、大きな遅れが生じているようです。利用者数の増減やトラヒックの増加などにより、網終端装置の工事や設定変更は頻繁に起こりえますが、これに長期間を要することで、接続事業者側で利用者の要望に即応できないなど、大きな問題が生じています。</p> <p>しかも、工事を申し込んで初めて日程調整になる</p>		
--	---	--	--

	<p>ため、混雑状況を事前に把握できないことも大変困っています。</p> <p>現場で作業にあたる子会社の皆さんは大変親切に対応されていますが、全く人手が足りていない、またはPPPoEの工事に十分なリソース配分がされていない可能性があるため、速やかに工事納期の短縮をすることと、それまでの間、せめて工事の予約状況の開示などにより(IPoE方式との差が出ていないことを確認できるよう、PPPoEとIPoEの双方を開示することを希望します)、接続事業者での工事時期の見通し把握と、総務省での検証をできるようにすることを要望します。</p> <p>(EditNet株式会社)</p> <p>○ NTT 東西殿においては、一部エリアで接続約款に定められている加入光ファイバ、局内光ファイバ等に関する提供納期に遅延が発生している状況が継続的に生じており、接続約款遵守の観点から約款規定の期日での対応(納期回答・開通等)が可能となる体制を構築することが必要です。</p> <p>また、今後 5G ネットワークの本格展開やブロードバンドの一層の拡充に伴い、ますます NTT 東西殿</p>		
--	---	--	--

	<p>のボトルネック設備の需要が高まる状況に鑑みれば、総務省殿においても状況を注視いただくとともに、必要に応じて適時適切に対処を行うことが適当と考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 接続料と利用者料金の関係の検証(スタックテスト)</p> <p>いくらなんでも加入者獲得の為に6万円の解約料・工事費残債の補填は度が過ぎてないか。</p> <p>NTT以外の事業者はスタックテストの対象外であるが、この6万円を新規加入者の利用料金から回収しようとするれば、必然的にトラフィック増加に対応する設備増強、加入者の工事コスト削減で適正な人員で加入回線の引き込み工事を行えない元凶となるのではないか。</p> <p>ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社は「こうした工事の遅れが継続する場合には、NTT東西殿の利用部門を含め、事業者を問わずサービス開通に遅れが出る為、開通工事をお待ちいただくお客様に対しての影響は甚大です。」という嘘を止めて自身が行ってる引き込み工事の対応力を上回</p>		
--	--	--	--

	<p>る過剰な「不当営業」を即座に停止するべきではないでしょうか。</p> <p>https://www.nuro.jp/lp/iyakukin/images/kv_h1_pc.png?20210224</p> <p>(個人A)</p>		
--	---	--	--

4 その他

(■：NTT東日本・西日本からの意見 ●：NTT東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲：個人からの意見)

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見24</p> <p>▲ 工事費の大幅削減のため、賃貸住宅で元加入者の引っ越しの際に設備を撤去せず、新規入居者が契約した場合の割引率を大きくする等の施策を認める。</p>	再意見24	考え方24	
<p>○ 加入光ファイバの普及阻害要因として賃貸住宅での分岐端末回線、光屋内配線、光コンセント、屋外キャビネットの撤去を求める住宅オーナーの存在がある。</p> <p>これ等を撤去しない場合、モデムの設置とNTT局内工事のみで工事が完結し非常に迅速に開通が行える為、工事費の大幅削減が可能となる。</p> <p>コスト削減が進めば、光回線料金の値下げによる固定回線加入率の向上が図られる。</p>		<p>○ いただいた御意見は今後の情報通信政策の参考とすることが適当と考えます。</p>	無

<p>賃貸住宅で分岐端末回線、光屋内配線、光コンセント、屋外キャビネットの撤去がされないインセンティブを働かせるため、賃貸住宅で元加入者の引っ越しの際撤去せず、新規入居者が契約した場合の割引率を大きくする等の施策を認める。 (個人A)</p>			
<p>意見25 ▲ 電波による通信システムは周囲の環境の影響を受けるため、固定回線より不安定になるのが常識だが、常に最高通信速度で利用できるかのような広告は不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)違反にあたるのではないか。</p>	再意見25	考え方25	
<p>○ いくら通信事業者間の競争があるからとはいえこうした非常に悪質な嘘による虚偽広告を平然と出すUQmobileの常識を疑う。</p> <p>電波による通信システムは周囲の環境(電波に影響する住環境)の影響を受けるため、固定回線より不安定になるのが常識なのだがまるで常に最高通信速度で利用できるかのような広告は不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)違反にあたるのではないか?</p> <p>また、は3日間で10GB以上ご利用の場合の速度制限が掛かるUQWiMAXではユーザーが常用するコンテンツが使い物にならないから固定回線</p>		<p>○ いただいた御意見は今後の情報通信政策の参考とすることが適切と考えます。</p> <p>○ また、不当景品類及び不当表示防止法に係る必要な措置は同法を所管する消費者庁において判断されるべきものと考えます。</p>	無

<p>を必要とする(大半の固定回線はダウンロードに関しては速度制限が無くある場合でもUQWiMAXの数十倍以上からである。</p> <p>「UQ WiMAX VS コテイ・カイセン 超えていくぜ高い壁」ラップバトル篇 https://www.youtube.com/watch?v=vQ10GkCnsKE (個人A)</p>			
<p>意見26</p> <p>▲ 企業のサーバーランニングコスト低減の為に通信料金の抜本の見直しによる値下げは不可避であり、次世代ネットワーク(NGN)に係る接続料の改定、加入光ファイバに係る接続料の改定、実績原価方式に基づく令和3年度の接続料の改定の大幅引き下げによるデータセンター国内残存インセンティブを働かせる必要がある。</p>	再意見26	考え方26	
<p>○ LINE問題で個人情報を含むサーバーを中華人民共和国・大韓民国等の政情不安定国に置く理由として電気代が日本の1/3以下とサーバーランニングコストが安い為である。</p> <p>国内企業がなるべく国内にサーバーを置き続け個人情報を国外に置かずセキュリティ上の懸念を少なくする為には国外との電気代の差額を相殺するメリットが必要である。</p>		○ いただいた御意見は今後の情報通信政策の参考とすることが適当と考えます。	無

<p>企業のサーバーランニングコスト低減の為に通信料金の抜本的見直しによる値下げは不可避であり、次世代ネットワーク(NGN)に係る接続料の改定、加入光ファイバに係る接続料の改定、実績原価方式に基づく令和3年度の接続料の改定の大幅引き下げによるデータセンター国内残存インセンティブを働かせる必要があると考えます。</p> <p>NHN テコラス株式会社(英表記:NHN Techorus Corp.) 韓国iDC https://nhn-techorus.com/it-infra/datacenter/ (個人A)</p>			
<p>意見27 ▲ 個人利用者でのシングルスター方式での接続について、再度その利用提供を可能にしていくようにしていただきたい。</p>	<p>再意見27 ▲ 局と末端利用者について1対1での通信となるような接続方式での回線(いわゆるシングルスター方式)の提供を、再度していくのが望ましい。</p>	<p>考え方27</p>	
<p>○ 意見公募対象には無かった話であるが、光回線については、初期Bフレッツが行っていた、個人利用者でのシングルスター方式での接続について、再度その利用提供を可能にしていくようにしていただきたいと考える。</p>	<p>○ これについても、やはり、NTT 東西(他もであるが)は、局と末端利用者について1対1での通信となるような接続方式での回線(いわゆるシングルスター方式)の提供を、再度していくのが望ましいと考える。 「フレッツ」等で使われている ONU のセキュリティ</p>	<p>○ いただいた御意見は今後の情報通信政策の参考とすることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

<p>シェアドアクセス方式は、どうしても同じ枝における下り回線の盗聴の危険性が存在するものであるが(光学技術を用いた遅延制御技術の発展により、その容易性は高まっているのではないかと考える。)、シングルスター方式には同じ枝が存在しない事から、SOHO・ビジネス用途で使う場合に頼りにされるはずであると考え。(また、組織的に不法な者達に狙われている場合などにおいても、有用なはずである。(そういう場合、全ての文字的情報は、攻撃者にも知られているものとなり、全ONUで共通している認証用暗号鍵のシステムにおける実装と合わせて、未知部分は不安になる程少ない。危険と言えると考える。))</p> <p>総務省及びNTT東西には、その検討を行っていただきたい。</p> <p>(個人B)</p>	<p>には、NTT 東西及び NTT 本体研究所が、故意にその破綻を導くようにしている要素があると判断されるものであるが(通常、個体ごとの、公開鍵暗号ペアを、用意しているはずではないかと思われるのであるが…それが無い、というのは、物理的・技術的また法的にも、盗聴行為を容易にしている面が存在すると、100%完全に正しい結論であると、断じられるものである(反論は、絶対神が数学・論理には屈するなら、絶対神にも不可能である。無論、NTT 東西社長、NTT 研究所長、総務大臣や内閣総理大臣や最高裁長官などが行うなど無理である。)(なお、日本の中にいる不法な者達の組織的な策動が感じられるものである事を述べておく。))、マルチスター方式あるいはシェアドアクセス方式においての同じ枝からの通信盗聴について、電子光学機器の発展から益々不安性が増しているこの頃において、シングルスター方式での接続となる光ファイバーでの通信サービスをNTT 東西他が提供するの、重要な事であるので(※中小企業(大企業の下請けであったりする事は多いものである。)等の通信安全性が段違いで高くなるはずである。中小企業がシングルスター方式での回線(※フレッツ光ネクスト・ビジネスタイプは、実は局側にお</p>		
---	--	--	--

	<p>いての分岐があるので、シングルスター方式ではないはずである。)の提供を受けられないのは本当に心苦しい事である。)、総務省及びNTT 東西・本体は、再度のシングルスター方式での回線の提供について、検討を行っていただきたい。</p> <p>(個人B)</p>		
<p>意見28</p> <p>▲ 特にNTT東西に行われる各種手続きについては、数多くの事業者が行うものである等から、押印は依然として続けた方が良い。</p>	<p>再意見28</p> <p>▲ 書類における押印は、やはり、依然として続けた方が良い。</p>	<p>考え方28</p>	
<p>○ 収録されている様式における押印は依然として続けた方が良いと考える。</p> <p>特にNTT東西に行われる各種手続きについては、数多くの事業者が行うものであり、そしてそれらの事業者の中には不法なもの(あるいは不法なものに付け狙われており、虚偽の手続を行われたりする危険性があるもの)も存在する可能性がある事から、法的・物理的(刑法における特段の扱いがなされるようになり、また印は物理的に偽造についての鑑定の対象になりうる。また偽造押印の準備をする事も罪となる。)に不適切な手続からの保護が行われる妥当性があるからである。</p>	<p>○ 書類における押印は、やはり、依然として続けた方が良いと考える。</p> <p>理由について同。</p> <p>押印(又は署名)については、単に様式的にあるいは慣例的に付されていたというよりも、実際にその法的機能と公正性保証のためのコストパフォーマンスの良さから用いられていた側面が大きいと考えるが、国は、閣議においてその事の検討を十分に行っていないのではないかと考える。</p> <p>繰り返しになるが、電子署名が用いられた電子手続についてはともかく(この場合は、不正について、刑法 168 条の 2 等の、書類そのものの偽造に追加しての罰の発生があるようになるので、その点で押印又</p>	<p>○ いただいた御意見は参考とすることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

<p>もちろん、電子署名が用いられた電子手続なのであれば、押印は不要としてもよいのではないかと思われるが、しかしその場合でも注記的にその旨記しておけば良いと思われるし、押印については行わせるようにして、押印欄については従前のまま残すようにされたい。</p> <p>(個人B)</p>	<p>は署名と似た機能がある事になる。また電子署名について、その使用状況や取得経路等について捜査・調査・鑑定の対象ともなるはずである。)、紙媒体の書面での手続については、押印(又は署名)はあった方が望ましいと考えるし、あるのが妥当と考える。</p> <p>(個人B)</p>		
<p>意見29</p>	<p>再意見29 ▲ NTTが行っているONUの交換を顧客自身が行うDIY化を他社(KDDI・so-net・CATV系光回線・電力系事業者)でも出来るよう広げるべき。</p>	<p>考え方29</p>	
	<p>○ NTTが行ってるONUの交換を顧客自身が行うDIY化を他社(KDDI・so-net・CATV系光回線・電力系事業者)でも出来るよう広げるべきではないでしょうか。</p> <p>光回線の派遣工事コストの削減になり、繁忙期の3?4月の密集期に局内と光信号分岐端末回線接続工事のみに集中すれば大量の依頼を捌きやすくなる。</p> <p>また、工事コストの軽減分を値下げやバックボーン回線の増強にも使え、コストパフォーマンスの良い事業者への移行が進み、不当なキャッシュバック・虚偽広告・詐欺営業・不当電話勧誘を行う事業者を破綻</p>	<p>○ いただいた御意見は今後の情報通信政策の参考とすることが適切と考えます。</p>	<p>無</p>

	<p>させ通信業界が健全化する副次的効果も見込める。</p> <p>株式会社東北新社メディアサービスで事業者を処分する様に特に虚偽広告・詐欺営業・不当電話勧誘を行う事業者の排除を見せなければ不健全な業界という消費者への認知は変わらない。</p> <p>むしろ、偽広告・詐欺営業で1事業者ぐらい事業停止させないと示しがつかない。</p> <p>キャッシュバックがやたら多く不当な営業が SNS 上で炎上してる恰好の「的」が居るがアレ放置するの不味いのでは。</p> <p>NTT 東日本 DIY https://www.youtube.com/watch?v=lQjmeiUkMXg&t=25 (個人A)</p>		
意見30	<p>再意見30</p> <p>▲ 本件の意見提出期間を30日未満としたのは、なぜか。</p>	考え方30	
	<p>○ 本件の意見提出期間を30日未満としたのは、なぜですか？ (個人C)</p>	<p>○ 本件は行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第8号に規定する命令等に該当するものではなく、任意の意見募集として実施する</p>	無

		<p>ものです。</p> <p>○「第一種指定電気通信設備に関する接続約款に関する認可」については、本審議会の規則において、意見募集を2回実施することとなっておりますが、1回目の意見募集は3/27～4/26で実施しており、行政手続法第39条第3項と同様に、30日以上の間を設けたところです。</p> <p>○今回実施している2回目の意見募集については、1回目の意見募集で提出された意見に対する意見を募集するものであり、これまでも2週間の意見提出期間としてきていること等を踏まえ、今回の意見募集期間(4/29～5/14)を設定したものです。</p>	
--	--	---	--

情 郵 審 第 2 4 号
令 和 3 年 5 月 2 8 日

総 務 大 臣
武 田 良 太 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 川 濱 勇

答 申 書

令和3年3月26日付け諮問第3137号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本・西日本」という。）の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和3年度の接続料の改定等）については、次の点が確保された場合には、諮問のとおり認可することが適当と認められる。（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）

関門系ルータ交換機能（IPoE方式で接続する場合）の接続料について、接続約款において、利用状況に応じて按分した料金を直ちに記載すること。（考え方1）

- 2 なお、提出された意見及びそれらに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。

- (1) NTT東日本・西日本に対し、関門系ルータ交換機能（IPoE方式で接続する場合）の接続料の算定方法の見直し及び接続約款への記載について、来年度の接続約款申請に向け、NTT東日本・西日本において、新たにIPoE接続を要望する事業者等も含めた接続事業者との協議を

踏まえて検討し、総務省にその検討結果を報告することを要請すること。（考え方1）

- (2) NTT東日本・西日本に対し、新型コロナウイルス感染症の影響によりトラヒックが増加している中で、引き続き円滑なインターネット接続の観点から網終端装置の地域事業者向けメニューを含めた増設基準が妥当であるか、また、当該増設基準の設定方法も含めた妥当性について接続事業者が理解を深めるためのNTT東日本・西日本による情報開示や説明の状況について、総務省に報告することを要請すること。（考え方4、5、6）
- (3) NTT東日本・西日本に対し、少なくとも現在の加入光ファイバ接続料の算定期間である、令和2年度から令和4年度までの費用や投資の効率化の実施内容、効果について、それぞれの年度の会計実績が取りまとまる年度において総務省に報告することを要請すること。（考え方12）
- (4) NTT東日本・西日本に対し、加入光ファイバ、局内光ファイバ及びコロケーションそれぞれについて、工事遅延の実態及び理由並びに需要の予測の方法及び予測した需要を踏まえた対応等について、総務省に報告することを要請すること。（考え方23）

以上

(公印・契印省略)

総基料第 124 号
令和 3 年 5 月 28 日

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 小林 充佳 殿

総務省総合通信基盤局長
竹内 芳明

令和 3 年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について (要請)

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(令和 3 年度の接続料の改定等)について」(令和 3 年 3 月 26 日付け諮問第 3137 号)に関し、別紙のとおり情報通信行政・郵政行政審議会より答申(令和 3 年 5 月 28 日付け情郵審第 24 号)がなされたことを踏まえ、今後、下記の事項について、貴社において適切な措置を講じられたい。なお、加入光ファイバ、局内光ファイバ及びコロケーションにおける工事遅延の実態等に関しては、更に詳細を検討の上で、追って要請する。

記

- 1 関門系ルータ交換機能(IPoE 方式で接続する場合)の接続料について、接続約款において、利用状況に応じて按分した料金を記載した上で、可及的速やかに補正申請を行うこと。
- 2 関門系ルータ交換機能(IPoE 方式で接続する場合)の接続料の算定方法の見直し及び接続約款への記載について、来年度の接続約款申請に向け、貴社において、新たに IPoE 接続を要望する事業者等も含めた接続事業者との協議を踏まえて検討し、本年 10 月末までに総務省にその検討結果を報告すること。
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響によりトラヒックが増加している中で、引き続き円滑なインターネット接続の観点から網終端装置の地域事業者向けメニューを含めた増設基準が妥当であるか、また、当該増設基準の設定方法も含めた妥当性について接続事業者が理解を深めるための貴社による情報開示や説明の状況について、本年 10 月末までに総務省に報告すること。

- 4 加入光ファイバの接続料について、現在の算定期間である、令和2年度から令和4年度までの費用や投資の効率化の実施内容、効果等について、各年度の会計実績が取りまとまる年度（以下「各報告年度」という。）において、遅くとも各報告年度の次年度の接続約款の変更認可申請を行うまでに、総務省に報告すること。

（留意事項）

報告内容について、総務省は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の趣旨を踏まえ、貴社等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのないようにすることを前提に、審議会等に報告することがあり得る。

以上